

**確かな暮らしを明日につなぎ
明るく 健やかに生きる村**

いくさか『村づくり』計画

令和3年度～7年度

**新たな発想で 未来を創り出し
人と自然が輝く いくさか**

長野県生坂村

目 次

1	計画更新にあたり	1
2	村づくりのための基本構想	2～3
3	人口及び高齢化率の状況と将来推計	3～4
4	協働による村づくりの推進	4～7
	(1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策	
	(2) 協働事業の拡充及び推進	
	(3) 公の施設の管理	
5	各部会別将来計画	8～60
	◆総務部会◆	8～22
	(1) 議会運営	
	(2) 常勤特別職の配置・給与	
	(3) 財政	
	(4) 行政運営及び職員給与	
	(5) 消防・防犯・交通安全	
	(6) 村づくり推進室の活動	
	◆住民部会◆	23～27
	(1) 村の収入・財源確保	
	(2) 社会就労センター	
	(3) 後期高齢者医療制度	
	(4) 歯科診療所	
	(5) 環境衛生	
	(6) やまなみ荘	
	(7) 結婚と子育て支援	
	◆健康福祉部会◆	27～36
	(1) 高齢者福祉	
	(2) 介護保険	
	(3) 障がい者福祉	
	(4) 福祉医療給付	
	(5) 保健医療	
	(6) 国民健康保険保健事業	
	(7) 国民健康保険税	
	(8) 3市5村医療救護訓練	
	◆振興部会◆	37～47
	(1) 建設、治水・砂防、河川事業	

- (2) 住宅環境整備
- (3) 林業振興
- (4) 下水道事業
- (5) 簡易水道事業
- (6) 商工振興
- (7) 観光事業
- (8) 都市との交流事業
- (9) 農業振興
- (10) シルバーセンター
- (11) 災害復旧事業

◆教育部会◆47～55

- (1) 学校教育事業
- (2) 公民館事業
- (3) 社会人権教育・男女共同参画事業
- (4) 文化財保護事業
- (5) 保健体育事業
- (6) 各施設運営事業
- (7) 保育事業
- (8) 子ども・子育て支援事業

◆各部会連携事業◆55～60

- (1) 定住対策
- (2) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置
- (3) 集落の活性化対策
- (4) 道州制について
- (5) 集落との連携事業
- (6) まち・ひと・しごと創生法による地方創生の推進
- (7) ポイント制度
- (8) 松本山雅との連携
- (9) 特定地域づくり事業協同組合
- (10) 新型コロナウイルス感染対策

6 村の財政状況（資料）61～65

- (1) 普通会計の決算の状況
- (2) 財政のシミュレーション
- (3) 公債費の状況

1 計画更新にあたり

生坂村は、「山紫水明 食と文化 癒しの郷」であり、犀川の清き流れと溪谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉など、水辺と里山が織りなす風光明媚な自然に恵まれ、金戸山百体観音、乳房イチョウなど、多くの歴史・伝統文化とおやき、おにかけ、干し柿などの食文化の財産を背景にして、先人達の努力により守り育んできた自然・伝統との共生の精神を受け継ぎ、地域の絆を大切に心豊かな暮らしを営んでいます。

生坂村は「生坂村第6次総合計画」を根幹に「いくさか村づくり計画」の実施計画に第2期の「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を加え、生坂村と各地区の活性化や人口減少対策などの生坂創生のために多くの事業を実施していきます。

今年度の重点事業の福祉の村づくり事業では、新型コロナウイルス感染症対策、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を新たに取り組むほか、包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業等を着実に継続し、健康寿命の延伸を図ります。

子育て支援事業では、保小中の給食費無料化に保育園給食の3歳以上児の主食無償化を新たに加え、小学校音楽室にエアコンの新設、中学校図書館の書架整備を行い、教育環境の改善向上を図るとともに、前年度全児童生徒に配布しましたタブレットを有効に活用できるよう学習ソフトの導入を行います。

産業振興事業では、「道の駅 いくさかの郷」を拠点として農業振興、地区の活性化をさらに進めていくほか、コロナ禍の困難な時代を乗り切るため、プレミアム率50%の「いくさかマル得商品券」と、全村民に村内で使用できます「1万円分の生活応援商品券」を発行し、地域経済を支えています。

地域活性化対策等事業では、コンビニエンスストアや電子マネーで税金、各種料金等の支払いができるようにキャッシュレス決済システムを導入し村民の利便性向上を図り、村内の産業・経済の担い手の確保が喫緊の課題であるため特定地域づくり事業協同組合の立ち上げを推進します。

防災・減災対策として、消火栓の更新や各区の避難所にWi-Fi環境整備等に取り組み、B&G財団の助成金を活用して、小・中学校の授業でも使用していますプールの缶体、プールサイド、屋根及び側面等の改修を行うなど、安全安心な生活の確保、地区・村の活性化を目指すために、オール生坂で重点施策として村政運営を進めてまいります。

そして、更なる村民の皆様との協働による村づくりの継続により、第6次総合計画の将来の姿「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」に向けて、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

生坂村長 藤 澤 泰 彦

(4) 活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり

- 1) 地の利を活かした農林業を発展させます〔農林業の発展〕
- 2) 村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕

(5) みんなで元気な村づくり

- 1) 地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政（協働）〕
- 2) 効率的で身近な行政をめざします〔行政組織〕

生坂村では、平成 21 年度に「生坂村第 5 次総合計画」を策定し、人口減少・少子高齢化を重点課題に設定し、計画的な村づくりを進めてきました。そして、平成 27 年度に作成した「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」により仕事の創出や移住促進などに取り組んできました。

第 5 次総合計画は令和 2 年 3 月で計画期間が終了したため、村の目指すべき将来像を長期的な展望のもとに「生坂村第 6 次総合計画」と第 2 期総合戦略を一体的に策定しました。

この「村づくり計画」は、第 6 次総合計画の基本構想で定められた諸政策を具体的な事業として年度ごとに計画していきます。

3 人口及び高齢化率の状況と将来推計

当村の人口は減少を続けており、国勢調査人口で昭和 55 年に 3,142 人であったものが平成 27 年には 1,843 人となり、この 35 年間で 1,299 人（41.3%）減少しており、令和 2 年度調査ではさらに減少となる見込みです。

なお、年齢別の構成比をみると 15 歳未満の構成比が 17.4%から 10.3%に減少し、65 歳以上の構成比が 17.7%から 40.1%に増加しており、依然少子高齢化が進んでいます。当村の高齢化率は、平成 27 年時点で 40%を超えており、長野県及び全国に比べて 10%以上高い水準にあります。

◎人口見通し

区 分	国 勢 調 査					推 計 値		
	昭和 55 年 (1980)	平成 2 年 (1990)	平成 12 年 (2000)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)
総人口	3,142	2,738	2,416	1,953	1,843	1,665	1,525	1,416
男性	1,547	1,334	1,197	949	888	805	740	686
構成比	49.2	48.7	49.5	48.6	48.2	48.3	48.5	48.4
女性	1,595	1,404	1,219	1,004	955	860	785	730
構成比	50.8	51.3	50.5	51.4	51.8	51.7	51.5	51.6
15歳未満	548	360	288	193	190	177	167	162
構成比	17.4	13.1	11.9	9.9	10.3	10.6	10.9	11.4
15～64歳	2,039	1,703	1,294	989	914	798	713	641
構成比	64.9	62.2	53.6	50.6	49.6	47.9	46.8	45.3
65歳以上	555	675	834	771	739	690	645	613
構成比	17.7	24.7	34.5	39.5	40.1	41.5	42.3	43.3

※推計値は、令和元年度に策定した生坂村人口ビジョンの将来推定人口です。

4 協働による村づくりの推進

地方自治において行政運営は、地域住民の意見を聞き、住民の意思に基づき行うことが基本となっています。また住民が「ボランティア活動」や「おてんま」など自主的に取り組むことにより行政が成り立っていけるものと考えます。そこで村づくりの中でもっとも重要な事は、地域、村に対して愛着と責任感を共有して、村民と行政との協働による村づくりをすることです。

村民の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、個人でできることは個人自ら行っていく、個人では、できないことを家族や地域の取り組みの中で解決していただく、それでも解決できない問題は、行政と一緒に解決をしていく、つまり、自助・共助・公助を基本と考え、村民と行政が、対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共有課題に向かって、協力・連携して、実行していかなければと考えています。

そして、そのために区との連携も緊密にしていかなければと考えています。それには地区担当職員の各区3名が、区の皆さんの活動状況やご意見、ご要望を地区担当職員から随時、

報告書という形で提出させ、庁内で検討し村政に反映させています。

また行政からも、議決した案件や村の状況等に関して、区役員の皆さんと相談し、タイムリーに地区担当職員から区民の皆さんに報告をするように努めています。

さらに、平成 25 年度から村の南部・中部・北部ごと、いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）が協力体制を取れるようにし、道路整備や農地の保全など人口の減少や高齢化により困難となってきた地域の課題に対し支援を行っています。併せて、各地域での集会や話し合いの場にも参加し、出されたご意見、ご要望を行政に反映させるとともに課題解決に向け検討していきます。地域での情報や活動状況については、各情報公開事業により随時情報発信していきます。

今後も各区が歴史、文化、伝統を活かした特色ある活動ができるよう、各区の現状を把握する中で、村民のための新たな「協働」についても検討し、その結果によりさらなる協働の村づくりを進めていきます。

（1）区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策

平成 20 年度に生坂村区振興条例により、地区担当職員（各区 3 名体制）の設置と担当職員の役割を明確にしました。これにより各区の状況や意見や要望を把握し、その内容を月 1 回庁内で検討協議を行い、迅速に対応します。

平成 20 年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営がされるようになりました。また平成 23 年度に新設しました村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、令和元年度までの 9 年間に於いて地区や各種団体から申請のあった 74 事業、支援金額にして 1775 万円が採択され、令和 2 年度にも 7 事業に 143 万円を交付するなど協働による村づくりに活用されています。今後もさらに協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討が必要となっています。そこで、平成 25 年度からいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っています。

また、平成 26 年度から区長を集落支援員として委嘱し、協働作業などの集落点検を実施するとともに、集落の現状や課題について話し合いを促進しています。

集落再編成については、行政区の再編成などの検討が必要となってきたことから、今後も引き続き様々な機会をとらえて、ご意見を伺い検討をしていきます。なお、集落の名称

は部落として使用してきましたが、数年前から一般的に使われなくなったことにより、平成27年度から常会に名称を変更しました。

(2) 協働事業の拡充及び推進

現在実施している事業を基に、地域発 元気づくり支援金事業を積極的に取り入れ、各団体の個性を活かした事業を行い、協働事業を拡充していきます。今年度は村申請事業で6事業、団体申請事業で3事業を申請しました。今後も引き続き、各団体の個性を活かした事業を展開していきます。

ア 現在実施している主な協働事業

- (ア) 生坂村絆づくり支援金事業
- (イ) 赤とんぼフェスティバル
- (ウ) 地域ぐるみでむらじゅう花ざかり事業
- (エ) おてんま（道路舗装・除草等）環境保全事業
- (オ) いくさかの郷イベント開催
- (カ) 多面的機能支払交付金
- (キ) 中山間地域農業直接支払事業
- (ク) 高津屋森林公園周辺整備
- (ケ) 配食サービス
- (コ) 元気塾
- (ク) もりびと（生坂有償生活援助サービス）
- (シ) 子どもの安全確保
- (ス) 児童館・生涯学習施設（たんぼぼ）の運営
- (セ) 文化財の保護

イ 令和2年度に『地域発 元気づくり支援金事業』で行った事業

- (ア) 村申請事業
 - ・ 生き生きいくさか農業所得向上応援プログラム事業
 - ・ 「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業
 - ・ 松本山雅と「捲土雷鳥！」地域の元気をつくる事業
 - ・ 来て、見て、触って、やってみて。生坂リノベーション塾
- (イ) 団体申請事業
 - ・ Let's enjoy いくさかを五感で感じる観光事業（生坂村観光協会）
 - ・ 若い力で日本一のぶどうづくり事業

(3) 公の施設の管理

住民のコミュニティ活動の場となる村の施設や福祉施設などの公共施設のあり方を検討し、指定管理者制度によりその運営をはじめ維持管理に住民の皆さんが参画することで、利用しやすく効果的な活用を進めています。

地方自治体に対する国からの要請を受け、当村も平成 28 年度に「生坂村公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画に基づき公共施設の全体を把握するとともに、施設の現状や将来の課題等について、施設ごとに具体的な対応方針を定めるため令和元年度に策定した個別施設計画により、長期的な視点で総合的かつ計画的な管理を推進していきます。

5 各部会別将来計画

◆総務部会◆

(1) 議会運営

ア 議会議員の定数

議会議員の定数を、平成 17 年 5 月の改選時より 12 人から 10 人に減員し、その後の人口規模を考慮して平成 20 年 9 月の定例会で 8 人としました。

イ 議員活動

毎年実施している県、郡の議員研修会への出席や、先進地の行政視察研修を行い村の課題解決に向けた提案と議員の資質向上に努めています。平成 29 年度には選挙で 1 名の欠員になったことから議会改革検討会を立ち上げ、女性の会と共催で住民懇談会を開催し、平成 30 年には村民に議会をもっと自分事として理解してもらおうと、学識経験者を招き議員の勉強会や議員が答弁者となる「みんなの議会（模擬議会）」を開催しました。令和 2 年度には、今年 4 月の議員選挙に向け「議員のなり手不足と若者の議会参加」に着目し、その解決策の一つとして「若者が生活面の不安なく議会活動に専念できる環境を整えることが大事」との考えで報酬額の議論を重ねてきた結果「55 歳以下の議員報酬を 30 万円に引き上げる案」に至り、この内容を基に若者を対象にアンケート調査を行いました。また、全村民から意見を聞くために実施した公聴会では参加者から概ね賛同を得られたことを踏まえ、村に対し報酬改定の提言書を提出しました。これに対し村では特別職報酬等審議会へ諮問し、議会の提言に賛同するとの答申があったことから、令和 2 年 12 月定例会において議員発議により条例改正案を可決しました。コロナ禍で様々な集会を開くことが自粛となり住民には I C N を通して周知することになり、この改正と経過についてまとめた番組「小さな村の大きな挑戦」と題した資料を議員自ら作成し今年 3 月に放映しました。この資料は、議会の必要性・議員活動を知っていただくために今後の住民懇談会などでも活用していきます。また、村政に関する身近な課題など情報提供を行い、村民の意見や要望を反映するよう努めていきます。

ウ 議会議員の報酬

報酬については、これまで暫定的な減額に加え条例での引き下げ改定及び議員定数削減を行ってきましたが、令和 2 年 12 月定例会における条例改正により、今年 4 月の改選で当選した 55 歳以下の議員報酬を 30 万円に引き上げることになりました。

議員報酬月額推移

(単位：千円)

職名	平成19年度				平成20年度 以降の条例による 議員報酬月額
	までの条例による 議員報酬月額	平成17年度 (8%減額)	平成18年度 (10%減額)	平成19年度 (10%減額)	
		支給額	支給額	支給額	
議長	290	267	261	261	267
副議長	217	200	196	196	200
委員長	197	182	178	178	182
議員	195	180	176	176	180

*平成21年度より議員数が減り、議員の人件費が663万円程削減しました。

*今年の改選後、55歳以下の議員の人件費は、一人当たり年間200万円ほど増額となります。なお、55歳以下の議員が役職に就いても報酬額は変わりません。

エ 災害対応

災害時における議会の対応として、災害対策本部と連携し迅速かつ適切な支援活動を行うため、平成26年度に施行した「生坂村議会災害対策本部設置要綱」により行動しています。

オ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

議会での感染拡大防止策として、令和2年6月定例会から本会議以外の会議・委員会等は密集・密接を避けるために広い議場で開催するなどの対策を講じています。また、一般質問の持ち時間を減らし緊急課題を取り上げるなど、質問者を限定し各定例会に分散して少人数で実施しました。

(2) 常勤特別職の配置・給与

常勤の特別職は、平成19年度には法改正により助役が副村長、収入役は一般職の職員が行うことになり総務課長が会計管理者を兼ねました。平成23年度からは副村長を置かず、会計管理者を置いていましたが、平成31年4月から副村長を選任し、副村長が総務課長の事務を兼ねました。令和3年からは総務課長を設置し会計管理者を兼ねています。

現在、常勤の特別職の給与の減額状況については、下の表のとおりです。

(単位：千円)

職名	平成19年度までの 条例による常勤特別職 報酬月額	平成18年度		平成19年度		平成20年度 条例改正により
		減率	金額	減率	金額	
		村長	775	20%	620	30%
助役	641	16%	539			

副村長	6 4 1		24%	4 8 8	5 4 7	
収入役	6 0 4					
教育長	5 4 3	11%	4 8 4	12%	4 7 8	5 0 0

(条例の額の変更により、手当、退職金を含めた総額は減ることになります)

今後の期末手当額については、人事院勧告の内容により対応していきます。

(3) 財政

ア 地方交付税の動向

地方交付税においては、これまでの決算でもわかるように歳入の大半を占めており、当村は、交付税依存による財政運営と言えます。

普通交付税では、算入措置の対象である公債費の減少や平成 27 年に実施した国勢調査による人口についても減少したことから普通交付税の算定基礎そのものが縮小となっており、将来的に地方交付税は減収となる厳しい状況が予想されます。

地方交付税の状況（平成 23～令和元年度実績、令和 2～6 年度見込）（単位：万円）

年 度	地方交付税	増減額	(左記のうち)	
			普通交付税	増減額
平成 23 年度	12 億 3,325	▲ 1,358	10 億 9,802	▲ 3,554
平成 24 年度	11 億 5,415	▲ 7,910	10 億 3,699	▲ 6,103
平成 25 年度	11 億 8,489	3,074	10 億 4,869	1,170
平成 26 年度	11 億 4,699	▲ 3,790	10 億 1,699	▲ 3,170
平成 27 年度	11 億 9,568	4,869	10 億 6,427	4,728
平成 28 年度	11 億 7,733	▲ 1,835	10 億 4,711	▲ 1,716
平成 29 年度	11 億 2,222	▲ 5,511	9 億 8,841	▲ 5,870
平成 30 年度	11 億 0,495	▲ 1,727	9 億 8,008	▲ 833
令和元年度	11 億 3,165	2,670	9 億 8,729	721
令和 2 年度	12 億 0,707	7,542	10 億 5,919	7,190
令和 3 年度	10 億 9,400	▲ 11,307	9 億 8,000	▲ 7,919
令和 4 年度	10 億 9,300	▲ 100	9 億 8,075	75
令和 5 年度	10 億 9,200	▲ 100	9 億 8,110	35
令和 6 年度	10 億 9,100	▲ 100	9 億 8,011	▲ 99

イ 財政の状況及び取り組み

当村の財政状況は、歳入においては自主財源である地方税は将来的にみると減収傾向とな

っています。地方交付税は国の経済対策や、まち・ひと・しごと創生事業費での人口減少等特別対策による財源措置によりこれまで安定した収入が見込まれてきました。今後の見直しにおいては、人口減少等特別対策では、地方創生の「取り組みの必要度」から「取り組みの成果」に算定のウエイトが段階的にシフトされていくため、村で策定した総合戦略における各施策の目標達成に向けた実効性のあるP D C Aサイクルにより積極的な人口減少対策への取り組みが重要となります。また、国勢調査による人口規模の縮小や公債費算入分の減少により、年々減収していくことが見込まれます。歳出では、人口が減少しつつも、高齢者人口が多いことから、社会福祉経費などは今後も必要となり、支出の減額は見込めない状況となっています。

これらのことから、将来的には村の財政運営上、財源不足額が生じることも考えられるため、以下のとおり、取り組みを継続し実施していくこととします。

- (ア) 歳出における徹底的な見直し、削減（事業の点検、評価によるハード事業の縮小、事務事業の廃止、縮小、公共施設のLED照明推進によるコスト削減）
- (イ) 繰り上げ返済などによる公債費の適正な償還、将来的な負担を考慮した村債の発行抑制
- (ウ) 村づくり計画、その他事業計画に基づく健全、確実な事業遂行
- (エ) 財政状況の積極的な情報公開（広報いくさか、ホームページ、ICN〈生坂村コミュニケーションネットワーク〉の活用など）
- (オ) 自然災害に対応するための避難所の整備

また、平成29年度から会計方法が公会計に移行し、単式簿記から複式簿記に変わりました。この公会計への移行により、資産内容を含めて、毎年度検証できるようになったため、今まで分かりにくかった資産内容が分かりやすくなり、財政状況の健全化を進めていきます。

ウ 今後の財政見直し

国内の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症拡大による景気低迷により、今年度のGDP成長率はリーマン・ショック時を超えて落ち込む見通しとなるなど、極めて厳しい状況となっています。歳入の地方交付税は、各算定費目や公債費算入による需要額を加味し、歳出は予想されるすべての事務事業を細節ベースで細かく積み上げ、今年度から令和7年度までの財政状況をシミュレーションした結果、今後5年間は財源不足による基金の取崩しを行わず運営できる見通しですが、各年度において、大きな余剰は見込まれていないことから不測の支出によっては、基金を繰り入れることも考えられる状況となっています。今後も、行政評価等の見直しを実施しながら、事業を進める上で必要性や緊急性を充分に見極め、持続可能な財政運営を目指していくことが重要であると考えられます。そのためにも、毎年度村政懇談会を行い、住民が真に必要とする事業を見定めていきます。

※ 財政シミュレーションに関する資料は61～65ページに添付しています。

エ 過疎対策事業債

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法により実施され、この法律は有効期間が定められた時限立法となっていますが、平成 28 年度から令和 2 年度まで継続延長されることとなりました。過疎対策事業債の対象事業では、道路改良や施設整備などのハード事業をはじめ、地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段確保、集落の維持及び活性化などのソフト事業があり、今後の計画に応じて活用していきます。

(4) 行政運営及び職員給与

役場の職員数については、国の財政削減の影響もあり退職者補充を行わず、平成 11 年度 52 人いた職員が平成 19 年度までに 13 名減員し 39 名となりました。

その後は、退職者を新規採用職員で補充し令和 2 年 4 月時点では 37 名となっています。今後も、定年による減員対策として新規採用を行い、福祉など住民サービスが低下しないように効率の良い内部組織構成を検討しながら、人事の活性化を図り、年齢構成のバランスをとっていきます。

また、令和 2 年度から地方公務員の常勤職員、臨時、非常勤職員及び任期付職員に係る現行制度が会計年度任用職員制度に移行し、任用条件が厳格化されました。

ア 職員の給与見直し

組織の見直しとともに、職員の給与について見直し、スリム化を図ります。

また、人事院勧告により、次のように平成 18 年度から給与制度を改正しました。

(ア) 俸給表を 8 級制から 6 級制に改正し、事実上大幅な減額となりました。

(イ) 昇給も人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図るとともに人材育成を図ります。

(ウ) 職員の昇給は、55 歳以上昇給抑制になりました。

職員給与については、今後も人事院勧告の状況で対応していきます。

イ 職員資質の向上

職員の資質向上・意識改革についても、自己能力を 100%引き出すため研修センター等の研修会への参加や県との人事交流事業により、職員の資質向上を行い、地方分権に対応できる人材の育成に努めるとともに、人事評価制度を平成 23 年度から本格導入しました。この評価結果の給与への反映により、意欲ある人材の育成に努めていきます。

ウ 住民対応の充実

多様化する住民ニーズに対応し、住民が必要とする事業について、積極的に国・県と協議し事業推進を行っていきます。窓口の対応についても、迅速かつ親切な対応に心がけ、住民の満足の向上を図っていきます。

エ 行政のスリム化

財政規模の動向に合わせて、長期的な展望の中で公営企業・公益法人なども含めた定数を定め、効率的かつ弾力的な人員配置を検討します。

オ 行政改革のさらなる推進

平成 13 年度から行政改革を行い、人件費で 1 億 2,300 万円、物件費の経常的経費で 4,100 万円（平成 18 年度には電算の更新が 4,000 万円かかりましたので増えています。）程削減しました。また、平成 20 年 3 月に制定した条例により複数年の契約ができるようになりましたので、公共施設の管理に関する委託料及びコピー機などの賃貸借契約について、消費税の増税に対するコストを抑えることができました。今後も発注体系の検討及び職員の節約意識の高揚等を図るとともに、行政改革に関する集中改革プランを基に、さらなる改革を断行します。

これに加え、平成 19 年度より実施してきた事務事業評価の実施内容の見直しを、今年度行い、事業の費用対効果についての検証方法や、事業対象者の現状を把握する仕組みを構築して、住民が必要とする事業を見定めていきます。

また、平成 26 年度から電算システムの経費の削減を図ることを目的として、市町村電算システム共同化委員会に参加し、平成 29 年度の切替えからは、10 年間の累積経費で約 49% 程度の経費の節減を目指します。

年度別決算状況（普通会計・人件費及び物件費）

【単位：万円】

項目 年度	人件費 (前年度 比)	物件費 (前年度 比)								
			賃金	旅費	交際 費	需用費	役務費	備品 購入	委託料	その他
18	35,160	27,507	4,434	349	23	6,427	1,039	272	13,122	1,841
	(1,840)	(3,640)	(1)	(34)	(▲12)	(214)	(▲143)	(104)	(3,493)	(▲51)
19	36,131	25,620	4,282	244	37	6,705	972	489	10,765	2,126
	(971)	(▲1,887)	(▲152)	(▲105)	(14)	(278)	(▲67)	(217)	(▲2,357)	(285)
20	35,413	26,869	4,635	194	31	7,091	962	647	11,058	2,251
	(▲718)	(1,249)	(353)	(▲50)	(▲6)	(386)	(▲10)	(158)	(293)	(125)
21	34,360	32,020	5,509	201	24	6,768	1,232	1,237	15,052	1,997
	(▲1,053)	(5,151)	(874)	(7)	(▲7)	(▲323)	(270)	(590)	(3,994)	(▲254)
22	34,186	32,300	5,926	176	22	6,369	1,127	1,868	14,387	2,425
	(▲174)	(280)	(417)	(▲25)	(▲2)	(▲399)	(▲105)	(631)	(▲665)	(428)
23	34,587	31,591	7,075	245	37	6,840	1,090	1,451	12,429	2,424
	(401)	(▲709)	(1,149)	(69)	(15)	(471)	(▲37)	(▲417)	(▲1,958)	(▲1)
24	33,823	31,531	7,431	223	30	6,627	1,134	1,290	12,122	2,674
	(▲764)	(▲60)	(356)	(▲22)	(▲7)	(▲213)	(44)	(▲161)	(▲307)	(250)
25	33,440	35,671	8,021	193	17	6,941	1,205	1,094	14,628	3,572
	(▲383)	(4,140)	(590)	(▲30)	(▲13)	(314)	(71)	(▲196)	(2,506)	(898)
26	33,976	38,989	9,072	220	39	7,183	1,330	729	16,297	4,119
	(536)	(3,318)	(1,051)	(27)	(22)	(242)	(125)	(▲365)	(1,669)	(547)
27	32,562	39,112	9,927	256	28	7,954	1,219	1,144	14,297	4,287
	(▲1,414)	(123)	(855)	(36)	(▲11)	(771)	(▲111)	(415)	(▲2,000)	(168)
28	32,069	42,449	10,802	260	25	7,230	1,249	751	17,876	4,256
	(▲493)	(3,337)	(875)	(4)	(▲3)	(▲724)	(30)	(▲393)	(3,579)	(▲31)
29	31,823	39,473	10,286	343	26	7,433	1,890	835	15,456	3,204
	(▲246)	(▲2,976)	(▲516)	(83)	(1)	(203)	(641)	(84)	(▲2,420)	(▲1,052)
30	32,735	40,120	10,663	254	26	9,782	1,357	4,205	11,423	2,410
	(912)	(647)	(377)	(▲89)	(0)	(2,349)	(▲533)	(3,370)	(▲4,033)	(▲794)
元	35,157	40,950	9,949	284	23	11,542	1,491	1,122	13,151	3,388
	(2,422)	(830)	(▲714)	30	(▲6)	(1,760)	(134)	(▲3,083)	(1,728)	(978)

カ 情報公開体制の確立及び高速情報通信施設の整備

広報いくさか、ホームページ・I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の連携を強化し、維持管理経費と事業効果を比較検討し低コストで、効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

I C Nの自主放送について、平成 21 年度からデジタル放送で放映できるよう整備しました。これに合わせ、議会本会議の中継の実施、放映ソフトの拡充を行い、放送内容の充実を図りました。また、平成 24 年度からは従前の文字放送に合成音声システムを導入し、小さな子どもから高齢者までが視聴しやすい自主放送に努めています。令和元年度にはいくさか大好き隊員を採用し、動画により村内の出来事の放送を始めました。今後も多くの方に視聴していただけるよう、放送内容の充実を努めていきます。

令和 2 年度には、経年により劣化した機器及び部品の更新を行うほか、機能の改修として気象観測システムとの連携、村長 Twitter との連携、Lアラートとの連携を実施しました。

平成 19 年度に各情報公開事業を総合的に検討する情報発信委員会を設置しました。各情報公開事業の連携を強化し効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

また、広報いくさか、ホームページ・I C N・防災行政無線の内容の充実を図るため、現在、情報モニターとして 6 名の方を委嘱しています。

平成 21 年度に地域情報基盤整備事業により、高速通信回線の整備を行いました。この事業実施により、インターネットサービス等の内容が拡充されました。平成 22 年度においては、当施設を N T T 東日本と長期的賃貸借契約を締結し、光フレッツサービスの提供を行い、平成 30 年 3 月末で 398 件加入していただき利用しています。

防災行政無線については、平成 30 年度に操作卓の改修を行いました。今後は、電波法の改正状況を注視し、無線施設の更新について検討していきます。

キ 村営バス運行事業【村営バス、周回バス、保育園バス、スクールバス】

バスの運行管理業務について平成 16 年度から入札を行い、民間委託により経費削減に努め事業を行ってきました。

しかし、平成 19 年度から始まった安曇野市によるデマンド交通の実施と平成 20 年度から明科地区のスクールバス利用もなくなり、利用者の減少により運賃収入が著しく減っております。

そのため、村では生坂村地域公共交通協議会を平成 20 年 3 月に立ち上げ、平成 20 年度に国の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、運行の見直しを行いました。その結果、平成 21 年度から村営バスの愛称を『いくりん』とし、バスの小型化、周回デマンドバスの導入、やまなみ荘を起終点とした路線バスと周回デマンドバスとの乗り継ぎの利便性向上を図り、また夜 8 時台の周回デマンドバスは高校生の部活動に対応できるようにするなどの実

証運行を3年間行い、平成24年度から本格運行に移行しました。今後、持続可能な運行システムの構築を目指しています。

平成24年度からは、運行事業費に対する継続的な補助を受けるため、国の地域交通確保維持改善事業を活用し、村負担経費の削減に努めていきます。また、平成29年度は29人乗りの中型バス1台を購入して、現有する2台の中型バスの長寿命化と効率の良い運行に努めていますが、人口の減少や免許保有率の増加等により利用者が減ってきています。このため、今年度において、地域公共交通ネットワークの再構築を住民にも見えやすい形で取り組みます。既存バス路線の現状や課題を診断するカルテを作成し、地域ごとに公共交通の最適化に向けた検討を行なうため、長野県の地域公共交通最適化サポート事業に令和2年度から参画しました。この成果を基に地域公共交通の維持確保に取り組んでいきます。

ク 生坂村業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画とは、災害時に行政である役場が被災した場合に、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定めて、地震などによる大規模災害発生時に、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

既に地域防災計画や災害対応マニュアルを策定していますが、業務継続計画はこれらの計画を補完して、役場自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するために平成29年度に策定しました。

当計画に定めている災害時の停電に備えるための非常用発電機を令和元年度、緊急防災・減災事業債を財源として役場庁舎に設置し、災害時の長期間の停電に対応できるように整備しました。今後有事の際に効率よく活用していきます。

ケ 選挙

人口の減少に伴い、選挙人名簿登録者数は1,600人を割り込み、各投票区における有権者数の格差が徐々に拡大する傾向にあります。選挙を行うについて、各投票所に管理者・立会人・選挙事務従事者などの報酬及び事務経費が必要となります。投票率の向上や投票の利便性は最も重要なことですが、選挙制度の改正で期日前投票や不在者投票など、有権者が投票しやすい環境が整備されました。このため、行政の効率化や経費削減の趣旨から、平成25年度に投票区を5から3に変更し、投票時間も投票状況などから夜7時までに繰り上げるよう変更しました。

生坂村選挙公報の発行に関する条例が平成29年1月1日から施行されました。この条例の施行により、今後の議会の議員及び長の選挙における選挙公報を発行することになります。

公職選挙法の改正により、令和3年4月1日施行の生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定し、選挙運動費用を公費負担することで立候補に係る環境の改善を図ります。公費負担の対象は選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター

及び選挙運動用ビラで、今年度執行される村議会議員選挙から適用されます。

(5) 消防・防犯・交通安全

ア 消防団の組織と再編成

現在、3分団制8部で構成されており、団員の定数を満たすことが困難となりつつあるため、平成27年度から定数120人に減員しました。今後も引き続き本部の体制強化（役場職員の団員化）や機能別分団・団員の構成の検討と、各関係機関との連携により有事における初動体制の強化を図ります。

また、長年地道な日々の消防団活動や火災現場での消火活動が評価され、平成28年3月に消防庁長官表彰の最高榮譽である表彰旗を受章しました。

平成21年度には、幼少時からの消防活動への理解を深めるため、保育園児による『いっっ子消防団』を結成して、出初式に参加するなどの活動をしています。

近年、生坂村消防団は訓練や行事及び有事の出動率が低調であり、災害時の消防団の活動体制が懸念されています。そのため、令和2年度から出動率が7割を超える団員に対し、村内で使える商品券「生坂村消防団応援商品券」20,000円分を進呈し、団員の出動率の向上に取り組んでいます。

また、20年以上経過した小型動力ポンプ積載車両を計画的に更新することとし、平成26年度には上生坂部と宇留賀部の車両2台、平成27年度には日岐部の車両1台を更新しました。平成28年度には、昭和56年の新耐震基準以前に建設された小立野部と大日向部の詰所建替え工事を行い、平成29年度は日岐部詰所の建設及び下生坂部小型動力ポンプ積載車両の更新を行い、平成30年度は小立野部と大日向部の小型動力ポンプ積載車両の更新を行いました。

令和元年度は草尾部の小型動力ポンプ積載車両の更新を行い、現在消防団で運用している積載車両は一通りの更新が完了しました。

令和2年度には、河川の浅瀬でも砂を吸い上げずに吸水できるフローティングストレーナーを全部に配備しました。今後はポンプ車の更新について検討していきます。

また、小立野区の犀川に築堤整備工事が完成しました。この築堤の完成により地区内の内水による浸水を防ぐために、令和2年度に消防団救助能力向上資機材緊急整備事業により、排水ポンプ2台を区内に設置し災害時の備えを強化しました。

イ 防災対策

各地区に自主防災組織の立ち上げをお願いし、平成23年度までに10区で自主防災会が設立されました。地域防災力の低下を防ぐため、村では宝くじ助成事業を活用し、10区全て

に自主防災倉庫並びに資機材を整備しました。整備された資機材などを活用し、災害時における住民と行政の協働による活動を推進していきます。

平成 21 年度には、ハザードマップを作成するとともに、地域防災計画の見直しを行いました。災害対策基本法が改正されたことなどから、平成 26 年度に地域防災計画の全面見直しや職員災害対応マニュアルを改正しました。また、平成 28 年度に地域発 元気づくり支援金事業で住民支え合いマップの更新を行いました。このように災害時の対策に関する手順を整備することにより、いつ発生するかわからない災害に備えていき

各避難所の整備については、地区との協議を進めながら、平成 27 年度は小立野公民館と日岐公民館の耐震改修を行い、平成 28 年度に宇留賀公民館の耐震改修を行いました。また、平成 30 年度に避難施設に指定されている下生坂体育館の耐震補強工事と併せ、就労センター移転に伴い地元の要望に応え、下生坂公民館を下生坂体育館内に設置し、災害時に迅速な対応ができるよう整備しました。

また、避難所としているやまなみ荘に太陽光発電が整備されたことから、大規模停電時にも瞬時に対応できる避難所として活用するとともに避難方法や避難所の整備についてさらに検討していきます。

令和 2 年度には、災害時にパソコンやスマートフォンから情報を得やすくするために、公共無線 LAN 整備事業を実施し、役場庁舎、B & G 海洋センター、南部交流センター、宇留賀公民館に公衆無線 LAN を設置しました。今年度には他の区でも公衆無線 LAN の設置を計画しています。

平成 25 年度には、国民保護関係情報や震度速報等の緊急情報を直ちに防災行政無線（同報系）のスピーカーや戸別受信機から放送できる全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置を整備し、緊急時の情報伝達体制を強化しました。

また、地域特性に配慮した警戒避難体制の整備として、平成 25 年度と平成 26 年度に 5 区ごと 10 区において土砂災害に対する住民懇談会を開催し、防災マップの作成や豪雨災害を想定した避難訓練を行いました。平成 27 年度には、地域防災計画や各地区で定めた自主避難計画を基に家庭用防災マニュアルを作成し、全戸に配布するとともに地区懇談会を開催し説明を行いました。今後も防災訓練等を通じ周知に努め、全区をあげ住民主導型の警戒避難体制づくりを推進します。

近年多発する局地的な集中豪雨は、村内で発生した際にはその情報の収集に時間を要し対応の遅れが考えられるため、この対応に向けて平成 27 年度事業により村内 3 カ所へ雨量計を設置し、リアルタイムで情報が得られ、瞬時に対応が図られるよう整備を行いました。

また、災害時の医療救護体制の整備については、当村において大きな課題となっていますが、3 市 5 村、医療関係者などで構成されている松本広域圏救急・災害医療協議会において

広域的に連携を図ることとし、平成 25 年度に災害時の医療連携に関する指針が策定されました。指針において、災害時に医療救護活動を支援するペア病院として当村には安曇野赤十字病院が定められ、病院とは「大規模災害発生時における医療救護班派遣に関する協定」を締結しました。平成 28 年度から松本広域圏 3 市 5 村が連携して医療救護訓練と総合防災訓練を同時開催しました。

令和元年度から元気づくり支援金を活用し、「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業を実施しています。令和元年度には防災懇談会や総合防災訓練を行った他、避難所開設の手順や災害種別ごとの対応、また各区に応じた防災情報と、避難場所を更新したハザードマップ（浸水レベル 1、浸水レベル 2 の 2 種）を掲載した防災マニュアルを作成し配布しました。

令和 2 年度には各区に防災士を配置するため、養成研修講座の受講や資格取得試験の受験、救命救急講習の実施により、防災士の資格取得および認証登録を 9 名の方が行いました。その他、各戸の実情に応じた防災情報を書き込むホワイトボードシートを作成し、防災訓練時に各防災組織役員を通じ全戸配布を行いました。

今年度は、引き続き各地区への防災士の育成・配置をする他、村指定避難所情報（平面各階案内図や装備品リスト等）をデータベースにより整備します。このことにより、災害発生時に、村災害対策本部と各地区の自主防災組織及び関係機関が、迅速かつ的確に避難施設の情報を共有することができます。また、作成したデータベースを自主防災組織に提供し、平時より図上訓練を行うことで、有事における円滑な避難所開設・運営が見込まれます。また、災害毎に関係機関で調整し、要配慮者への支援体制を決定し、要配慮者支援マニュアルを作成し、それを全戸へ配布し周知します。

このような事業を実施することにより、住民の防災意識を向上させ、地域防災力の高い村を確立します。

平成 30 年度から、安全・安心なむらづくりを目的に感震ブレーカー設置補助事業を新設しました。この事業は地震発生時に住宅内の通電を自動的に遮断し、電気が起因する火災を防ぐ感震ブレーカーの設置について補助金を交付する事業です。補助内容は次のとおりです。

装置の種類		補助内容	参考価格
○分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断するタイプです。	購入設置に要した費用の 2 分の 1 又は 30,000 円のいずれか低い額とします。	約 5 万円～8 万円 電気工事が別途必要
○分電盤タイプ (後付型)	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレー	購入設置に要した費用の 2 分の 1 又は	約 2 万円～4 万円 電気工事が別途必要

	カーが設置されている場合に設置が可能です。	10,000 円のいずれか低い額とします。	
○簡易タイプ	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落とし、電気を遮断するタイプです。	購入設置に要した費用の 2 分の 1 又は 3,000 円のいずれか低い額とします。	約 3,000 円～5,000 円 電気工事は不要

※コンセントタイプは補助対象外です。

ウ 交通安全・防犯体制の確立

安曇野交通安全協会生坂支部や安曇野警察署の協力を得て、保育園、小・中学校の交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、知識の普及に努めるとともに、交通危険箇所の点検、交通安全施設の計画的整備に努めていきます。

地域の防犯思想の高揚、普及を図るため、平成 23 年度に生坂村防犯協会を設立しました。設立時以降、開催されていなかった防犯村民大会を平成 27 年度に開催し、青少年の健全育成や非行防止、また、一人暮らしの高齢者の犯罪防止などに関係機関や各種の団体と連携を図りながら、地域ぐるみで防犯体制の確立に努め、複雑化する犯罪の未然防止に努めていきます。

(6) 村づくり推進室の活動

ア 村民参加の村づくり

平成 18 年に村づくり推進室を設置し、村づくり計画を村民総参加の計画に近づけるため、1 人でも多くの村民から村づくりについての意見を出していただくよう村政懇談会を実施し、その意見を検討し当計画に反映していきます。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で懇談会は中止し、施策の説明を I C N を通じて行いました。今後は、オンラインでの実施も含め感染対策を講じ村民からの貴重な意見を聞く機会を設けていきます。

令和 2 年 3 月で第 5 次総合計画の計画期間が終了しました。次期計画の策定にあたっては生坂村振興計画審議会に諮問し、約 1 年かけ審議が行われ答申がありました。この答申を基に策定された生坂村第 6 次総合計画により、令和 2 年度から村政運営の基本的方向と施策体系の根幹として 10 年間取り組みが始まっており、本計画では第 5 次総合計画で推進してきた地域活動の基盤づくり、ボランティアの統一化、広域交流の推進、空き家の利用、廃屋対策等の事業を前進させていきます。

イ 移住定住対策

平成 22 年度に空き家バンク制度を立ち上げ、以来 40 件を超える所有者のご協力により空き家登録を行い、村内へ永住を希望する方に紹介しています。令和元年度までに、空き家バ

ンク制度を利用し 16 世帯の方が移住しました。令和 2 年度には、11 件の契約成立があり空き家バンク登録数が減少したため新たな空き家物件の調査を行い、平成 28 年度に実施した空き家実態調査の情報も活用して空き家バンク制度への登録依頼や、空き家が適正に管理されるよう依頼することで、定住や空き家対策を進めます。

平成 30 年度からは、生坂村における少子高齢化及び人口流出等による人口減少の抑制と美しい集落環境を維持するため、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金を新設し、空き家バンク制度を利用して移住者や老朽空き家の所有者に空き家の改修や解体費用などに補助をしています。

そして令和 2 度には、お金を払って他者（業者）に依頼するのではなく、自分でリフォーム、リノベーションを行う方法（D I Y）の講習会などを開催しました。今後も、同様の講習会や空き家が増えることを抑制するために役立つ情報提供などを行い、空き家の活用が進められるよう取り組みます。

生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金

補助事業名 (対象経費)	対象者	補助率 (補助限度額)	その他要件 (全てに該当)
空き家改修事業 (改修工事費)	購入者 賃借者	1 / 2 (50 万円 子育て 世帯は 100 万円)	・ 空き家バンクへの登録 ・ 対象経費 10 万円以上 ・ 村内業者利用
空き家整備事業 (片づけ費用(家財等処分委託費)等)	所有者 購入者 賃借者	1 / 2 (20 万円)	・ 空き家バンクへの登録
空き家解体事業 (家屋解体工事費等)	購入者	1 / 2 (50 万円 子育て 世帯は 100 万円)	・ 空き家バンクに登録 ・ 取り壊した後、戸建住宅とすること
老朽空き家対策事業 (危険な空き家の解体除却費等)	所有者及び 相続人	1 / 2 (50 万円)	・ 老朽化して危険な空き家 ・ 住宅建て替えのための解体工事ではないもの

ウ 絆づくり支援金

平成 23 年度から実施している村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援しています。令和 2 年度までに 82 件、19,060 千円の支援金が活用されており、引き続き地域での協働活動推進のための支援を行っていきます。

エ いくさか大好き隊、集落支援員

また、人口の減少と高齢化により道路整備や農地の保全など、困難となる集落が出てきていることから、平成 25 年度からいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制による地域づくりと様々な支援の充実強化を図り、平成 26 年度からは区長が集落支援員を兼任した活動を進めています。

いくさか大好き隊は令和 2 年度末現在 12 名が活動しており、地域支援として村の情報発信や農業支援、伝統食の継承に関する業務を行い、集落支援員は地域からの要請により協働活動を行い地域の課題の支援を行っています。今後も地域の様々な課題に対応していくため、必要に応じ隊員の充実を図っていきます。

◆住民部会◆

(1) 村の収入・財源確保

ア 村 税

(単位：万円)

		令和2年度	令和3年度	比 較	備 考
個人住民税		5,080	5,126	46	人口の減少や高齢化により大幅な増収は望めません。
法人住民税		708	703	▲5	景気回復が厳しい状況であり、税収は横ばいの見込みです。
固定資産税		8,433	9,008	575	土地・家屋での増収は見込めません。また、償却資産分については特例期間終了資産があるため増収の見込みです。
軽自動車 税	種別割	725	742	17	令和元年度税制改正により、令和2年度から種別割、環境性能割に区分されましたが、所有台数に大きな変動が無いため、税収は横ばい状態です。
	環境性能割	11	30	19	
	計	736	772	31	
村たばこ税		134	155	21	加熱式タバコの普及により増収の見込みです。
計		15,091	15,764	673	

※各年度とも当初予算額による比較（現年分のみ）

イ 納 税

村が村民に対し行う教育、人権保障、その他公共サービスを行う財源として負担していただく村税は、村の主要な自主財源であるとともに、納税は村民が負う義務となります。

ウ 収 納

主要な自主財源の村税は、負担の公平性を重視し、賦課したものを確実に収入にしていけることが求められます。村税は現年度分の徴収率 99%以上、国民健康保険税は徴収率 98%を目標として、年間を通じて滞納整理を強化し、徴収率の向上に努めています。また、県の中信県税事務所と協働滞納整理の協定を結び、長野県地方税滞納整理機構の協力を得ながら大口や悪質な滞納者に対応し、村全体の滞納額の減少に努めています。

(2) 社会就労センター

様々な事情で就労の機会が限られている方や、障がいのある人の働く場所である社会就労センターの役割は益々重要となっています。現在、施設授産作業員定員 20 人、家庭授産作業員定員 50 人として、より多くの方が就労する機会を得られるよう、今後も、企業と緊密な信頼関係を構築して長期的な取引に努め、独自作業と併せ利用者の就労の機会と工賃アップや社会参加を促進していきます。

平成 30 年 1 月に 3 施設を統合し草尾地区へ移転しました。これを機に、取引企業の作業に加え草尾柿組合との連携を進め独自製品販売や村社会福祉協議会での就労など、村内での独自作業が行えるよう取り組んでいます。今後は、さら更に地域との連携を図り村内就労の場を広め、より利用しやすい施設運営に努めていきます。

(3) 後期高齢者医療制度

データヘルス事業を推進し、保健師や管理栄養士による保健指導を行います。また、村で行っている各種健康教室への参加を促し、健康寿命の延伸、医療費の安定化により、若い世代の社会保障負担を減らすよう努めます。そのためには、生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図ることが重要となり、併せて健康の保持・増進が図られるよう引き続き国民健康保険と同様に人間ドック日帰り 25,000 円、1 泊 30,000 円、脳ドック 10,000 円の助成を継続します。ただし、申請受付期間は 4 月から 1 月までです。

(4) 歯科診療所

歯科診療所は、指定管理者により管理・運営をしています。令和 2 年 4 月からは新型コロナウイルス感染の拡大防止のため完全予約制での診察を行い、患者どうしの接触を減らすとともに、村では令和 2 年度に滅菌機、超音波洗浄器、診療器具保管庫を更新し、新に口腔外

吸引装置、空気浄化装置、非接触型体温計・消毒機を設置して、感染予防に努めています。引き続き指定管理者と連携して、子どもから高齢者までが受診しやすい環境づくりや効率的な診療環境を整備し、妊婦を対象にした検診や子どもから高齢者まで口腔衛生意識の向上にも努め、予防医療による利用者の増加を図ります。

(5) 環境衛生

ア 環境保全

村内一斉美化運動など住民と行政とが協力して地域環境の美化、良好な景観形成に取り組んでいきます。さらに、安全かつ快適な生活の障害となる不法投棄などの環境悪化要因の発生を未然に防止するため、村内全域に監視員を配置しパトロールを実施します。そして、必要に応じて防護ネットや看板をこれからも設置していきます。

一般家庭ごみについては、新型コロナウイルス感染予防の巣ごもり需要のため増加傾向にあり、ごみの減量化、再利用、再資源化を進め、分別収集を徹底していただくよう周知していきます。また、可燃ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機等の購入補助を推進し、分別や生ごみ減量の啓発に努め、併せて公共施設のごみの減量化も図っていきます。さらに、令和2年7月からスタートしたプラスチック製買物袋有料化により、マイバック持参の啓発をしています。

地区のごみ集積所は老朽化や破損して使いにくいものがあります。これについては、破損しているものから随時更新していきます。

平成24年度から地球温暖化防止対策設備設置費補助金として、ソーラー発電施設などへの補助制度も導入していますので、さらに推進していきます。補助金の額は、120,000円を上限とします。

今年度から、繁殖制限に対する意識を普及し適正な飼育が図られるよう、飼い犬、飼い猫及び飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費用の一部を助成します。助成額はメス1頭5,000円、オス1頭3,000円で、申請できる方は村内在住の飼育者又は、村内で飼い主のいない猫を保護した方で、村内で保護したことを証明できる方となります。ただし、営利を目的として飼育しているものは対象となりません。

イ 火葬費用

平成24年度から人生の終焉を迎える火葬場での火葬料7,000円の個人負担を、加入している豊科広域葬祭センターに限り村で負担しています。

ウ 穂高広域施設組合

組合は、当村を含む1市1町4村で構成し、管内のし尿処理や燃えるごみの焼却処分を主に行っています新ごみ処理施設が令和2年11月から試験運転をはじめ、今年3月から本格

稼働しました。

新ごみ処理施設では、今まで処理できなかった「可燃性粗大ごみ」が有料で持ち込みできるようになりました。指定ごみ袋に入らない大型の燃えるごみで、畳、ふとん、木製家具等の持ち込みができます。

新ごみ処理施設の建設では、利便性の向上とコスト削減に向けた取り組みを推進するため、ごみの排出量を減らすことが求められており、一人当たりのごみの排出量を減らしごみの減量化を進めていく必要があります。

(6) やまなみ荘

令和2年度のやまなみ荘の運営は、新型コロナウイルス感染の影響で大変厳しい状況です。感染拡大により利用者が減少しており、収入の減少を補うためテイクアウトメニューを充実させて提供し、令和2年10月より灰焼きおやきの製造・販売を始めました。引き続き経費節減に向けた取り組みを進め、そして、村の福祉センターとして新型コロナウイルス感染の対策をとり、来ていただいたお客様に安心して喜んでいただける接遇を大切にし、ゆっくり過ごし満足していただける施設運営を目指します。

また、松本山雅FCのホームゲームに合わせた企画や、道の駅「いくさかの郷」との連携、自然を利用した犀川のラフティング、パラグライダー、トレッキングなどのアウトドア体験の拠点としての情報発信と誘客、特産品の巨峰、山菜・ハチクの加工品や北海道標津町直送の海産物の活用、蕎麦に特化した農業体験プランなど、観光とやまなみ荘を連携させた事業や季節ごとの特徴を活かし平日の稼働率を上げるプランなどを企画し、施設利用者の増加となるよう進めていきます。

(7) 結婚と子育て支援

ア 結婚祝金

若者の定住促進と少子化対策を図り村の活性化を推進していくため、平成28年度から結婚祝金事業を行っています。婚姻届提出後、現に居住し村に5年以上定住意志のある45歳以下の夫婦が対象で、祝金の額は1組100,000円です。

イ 健やかに産み育む子育て支援金

平成23年度から18歳以下（高等学校卒業まで）の子のいる世帯に対し、水道の超過料金と保育料金に対する支援を行っていますが、当村では平成31年4月から3歳児以上の保育料が無償となりましたので、水道の超過料金の助成を継続し引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

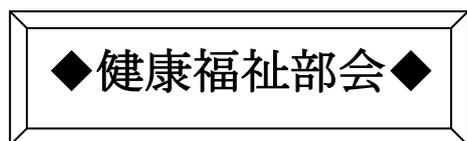
ウ 2歳未満の乳幼児に対する燃えるごみ専用指定袋交付事業

令和2年度から、2歳未満の乳幼児に対する燃えるごみ専用指定袋交付事業を実施しています。この事業は、住民登録のある2歳未満の乳幼児を養育している世帯の保護者に、紙おむつの排出に使用する燃えるごみ専用袋を、乳幼児の人数に応じて交付します。1歳未満は100枚、1歳以上2歳未満は50枚交付するもので、交付は乳幼児1人につき1回です。

エ 結婚相談支援

少子化社会の問題は、結婚や妊娠、出産など個人の考え方や価値観にかかわる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである一方、少子化等に関係する様々な問題や懸念は社会的課題でもあります。

結婚相談支援の取り組みを進めるため、出会いの機会を創設します。平成29年度に長野県が行っている「ながの結婚支援ネットワーク事業」利用団体となり、ながの結婚マッチングシステムを使った支援が可能となりました。村ではマッチングシステムへの個人登録料5,000円を助成し個別の相談支援を行うことにより、出会いの機会を増やし少子化対策に寄与していきます。



(1) 高齢者福祉

村内の75歳以上の一人暮らし高齢者世帯と、二人暮らし高齢者世帯の全世帯に占める割合は約24%となっています。これらの方が住みなれた地域で安心して生活できるよう、また自立した生活が少しでも長く続けていけるよう、様々なサービスや取り組みを行います。

高齢者のみの世帯が増加し日々の見守りが課題となる中で、いくさか大好き隊員による高齢者の生活見守り事業や平成26年度から、それぞれの世帯に合った見守りシステムの導入費用への助成、また隣近所での見守りについても引き続き行われるよう啓発に努めています。

高齢者や家族介護者の負担軽減など、生活に密着した支援を図るため社会福祉協議会とも連携し、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう取り組みを進めます。

生坂村社会福祉協議会については、平成25年度から理事・評議員等の役職員の構成を見直し、主体的な取り組みを基礎とした民間組織であるという基本原則のもと、様々な経営努力によりサービス利用者が増加しています。今後も、そうした自主的な運営に向けた取り組みを支援します。

ア 緊急宿泊支援事業

かしわ荘とはるかぜの利用者を対象に、その家族が急な用事等により一時的に介護ができ

ない場合に両施設に宿泊できるようにしています。

イ いくさか敬老の日

村内に住む70歳以上の方全員を対象に、年1回「いくさか敬老の日」を開催します。高齢者に対し、今迄のご苦勞に感謝の意を示すとともに、楽しいひとときを過ごせるような内容を考えていきます。

ウ 養護老人ホーム

措置入所となる養護老人ホームは、当村からも入所者がおり、入所要綱に沿い施設介護が必要と判断された場合は、速やかに入所できるよう判定会議への参加、施設側との連携等をしていきます。

エ 高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」

入居には、交通の便が悪く特に冬場は移動が困難な一人暮らしや二人暮らしの高齢者が、利用することを重視し、介護認定を受けた方もデイサービス、ホームヘルプなど様々なサービス等を利用しながら、安心して生活できるよう支援しています。平成30年度からは、入居料を国の基準にあわせて新たな利用料設定による高齢者のための居住施設として運営しています。全16室を完備する施設として、入居者を募集しています。

オ 一般高齢者介護予防事業

一般高齢者の介護予防を目的として元気塾を行っています。元気な高齢者が自立した日常生活を送れるよう、ストレッチ体操、筋力アップ、認知症予防などの指導を継続します。平成28年度からは、男性だけを対象とした介護予防教室「生坂おとこ塾」も始まりました。今後も継続して実施していきます。

また、各種サークル活動の支援として、社会福祉協議会かしわ荘交流室と高齢者生活福祉センターを開放しています。毎月、第2木曜日、第4水曜日は歌声教室、第4水曜日には音楽健康指導士による、懐メロで歌って踊ろう音楽教室を開催しています。毎週水曜日は各種サークル活動、第1、第3木曜日は、ハーモニカサークル、第3月曜日の午後は手仕事カフェつむぎなど、地域住民の交流の場として活用しています。

カ 配食サービス

高齢者、障がい者が自立した在宅生活を送れるよう支援するため、福祉事業の一環として配食サービス事業を継続します。配食回数は週6日とし、うち5日間は社会福祉協議会へ委託、1日はボランティアによる調理・配食とし事業を実施しています。

キ 軽度生活援助

日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行うことにより、高齢者の一人暮らしや二人暮らし世帯、障がい者の自立した生活を支援します。介護保険制度が創設されたことに伴い支援は週1回とします。サービス提供者（社会福祉協議会）との連携を密にし、介護保険制度

へのサービス移行をスムーズに行い、利用者に不利益が生じないよう事業を進めていきます。

ク 福祉輸送サービス

自宅と病院間の移送、介助や投薬の受け取りなど、高齢者や障がい者の外出の利便性を図るための移送を行います。対象者は、介助を必要とし他の公共交通機関を利用することが困難と認められ、下記のいずれかに該当し、社会福祉協議会に登録した方です。

(ア) 介護保険法で認定された方

(イ) 障害者手帳をお持ちの方

(ウ) 一人暮らし、二人暮らしで、バス停までの距離が遠く、介助が必要な概ね 65 歳以上の方

ケ 地域支え合い推進会議

平成 30 年度より、地域支え合い推進会議を立ち上げ、総合的な観点から生活援助サービスの重要課題を解決するための検討を重ねています。平成 31 年 4 月には生坂村有償援助サービス「もりびと」が本格稼動しました。令和 2 年度には、幅広い世代の方が利用できる「困ったときの相談場所が分かる一覧表」を作れたらどうかという案が出され、令和 2 年度からの生坂村カレンダーに「生坂村くらしサポート」として掲載しました。今後も、住民相互の支え合いによる地域づくりの場として、検討を重ねていきます。

コ 家族介護用品支給事業

在宅で生活している要介護認定 3 以上の高齢者を介護している家族に、介護用品の購入に係る費用の一部を助成します。要介護 4・5 と認定されていて、村民税非課税世帯の方には月 5,000 円、それ以外の方には月 1,000 円を助成します。対象となる介護用品は、介護つなぎ服、紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・防水シート・おしり拭き・清拭剤及びドライシャンプーなどです。

サ 寝たきり者理髪給付事業

寝たきり在宅高齢者(要介護認定 3～5、且つ障がい高齢者の日常生活自立度 B 判定以上)の方に対し、在宅訪問による理髪を受けるため費用の一部を助成します。助成金額は 1 回 2,500 円で年度における給付回数は 6 回以内とします。ただし、デイサービス等に理髪業者が出向いた場合の助成金額は 1,000 円とします。

シ 高齢者緊急通報システム設置費補助金

一人暮らし高齢者世帯が設置する、緊急通報システムの設置費用の助成を行います。それぞれの世帯の実情に合ったシステムの導入に対し、その初期設置費用 50,000 円、月々の利用料 2,000 円を上限として助成します。

ス 長寿会連合会

長寿会への加入者が増加するよう会と協議し、活動内容の検討を行います。

セ 成年後見制度

権利擁護意識の啓発活動に努めるとともに、成年後見制度の啓発・活用を勧めます。成年後見制度については、2市5村で設置している成年後見支援センターかけはしと連携してきました。今年度からはこれを業務委託とし2市5村と成年後見支援センターかけはしが地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）となります。今後も引き続き、制度説明や申立て支援等の相談に対応していきます。

(2) 介護保険

平成12年に導入された介護保険制度は、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本として、制度の持続可能性を高めつつ、介護予防の推進や地域包括ケアの充実を目指してきました。引き続き介護予防の推進に重点を置くとともに、高齢者が地域の中で孤立することのないよう地域で支え合えるよう高齢者の自立を支援していきます。

また、介護予防に重点をおいた介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）が平成30年度よりスタートしました。総合事業では、基本チェックリストにより該当の方を対象とした介護予防住宅改修、福祉用具のレンタル助成事業、月6回までのデイサービス利用等、生坂村にあったサービス提供が行われています。今後も、村に求められるサービスの検討を行っていきます。

村においては認知症高齢者の増加に伴い、認知症対応型デイサービスセンターはるかが平成22年12月に開所しました。認知症の方やご家族に専門的なケア・介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう引き続き認知症対策関連事業を実施します。

生坂村地域包括支援センターとしては、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業を一体的に実施する役割を担っています。社会福祉士を生活支援コーディネーターとして配置し、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携して、介護予防事業等のサービスや相談支援体制の強化を図っていきます。

ア 包括的支援事業

- (ア) 介護予防ケアマネジメント
- (イ) 総合相談・支援
- (ウ) 権利擁護
- (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (オ) 家族介護交流会の開催
- (カ) 地域支え合い推進会議

(キ) 認知症総合支援(認知症初期集中支援チーム、認知症カフェの実施、認知症サポーター養成講座の開催)

(ク) 地域ケア会議の開催に向けた体制整備

(ケ) 生活支援サービスの体制整備

(コ) 在宅医療・介護連携の推進

イ 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施

(イ) 介護予防把握事業

(ウ) 介護予防普及啓発事業

(エ) 地域介護予防活動支援事業

(オ) 一般介護予防事業

(カ) 高齢者の低栄養防止・重症化予防事業

(3) 障がい者福祉

ア 障がい者の自立支援

障がい者が、住みなれた地域で自らの意思で暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、それぞれの状況に適したサービスを提供し、就労や生活、社会参加の支援を継続していきます。そのために、専門職による支援が行える環境を整えます。

(ア) 在宅支援事業

(イ) 施設支援事業

(ウ) 計画相談支援事業

(エ) 補装具修理・交付及び更正医療の給付事業

(オ) 社会就労センターへの通所事業

(カ) 地域生活支援事業(日常生活用具給付、移動支援等)

イ 障がい者の虐待防止

障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、障がい者の虐待防止に関する法律により健康管理センターを虐待防止センターと位置づけます。虐待により障がい者の尊厳が害されることがないように届出や相談への対応、関係機関との連携により迅速な対応ができるよう努めていきます。児童、高齢者も含めた虐待全般について対応をしていきます。

ウ 特定疾患患者見舞金

令和2年度より新規事業として、特定疾患患者への見舞金を、申請により年2万円支給しています。

(4) 福祉医療給付

子どもを育てる環境づくりと高齢者及び障がい者のための施策として、県単福祉医療制度との整合をとり、必要と考えられる制度は村単で対応するため、障がい者の対象制限を緩和し、乳幼児の対象者を拡大することで安心して生活できるよう維持します。

- ・ 県単福祉医療給付事業
- ・ 村単福祉医療給付事業（乳幼児の対象は平成 23 年度から 18 歳までの医療費無料化）

平成 30 年 8 月から、18 歳までの方は窓口で 500 円(最大)支払うことで医療を受けることができるようになりました。

(5) 保健医療

健康寿命延伸、社会保障の安定を目指し、全ての人の健康づくりの意識づけを図り、各種健診(検診)や健康相談を通して、病気の早期発見や生活習慣病の予防に努めます。

ア 健康づくり

地域に運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科医師などが出向き、健康応援隊など各種事業を通して、食生活改善推進員、健康推進員の協力を得ながら住民の健康づくりに努めます。また、健康診査の受診を勧め、住民がより長く元気に生活していけるよう支援していきます。

(ア) 各種がん検診（個別・集団）：個別検診として、子宮がん検診(20 歳以上)、マンモグラフィ(40 歳以上 74 歳未満)を村の検診料と同額にすることで、受診率の向上を図ります。

(イ) 特定健診、循環器健診及び後期高齢者健診

(ウ) 個別面談による健診結果返却

(エ) 健康応援隊等の健康教室

(オ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

健康診断の受診勧奨や、健診結果をもとに個別的な保健指導や集団健康教室を行っていきます。

(カ) 健康推進員会及び食生活改善推進協議会の運営

(キ) 心の健康相談事業

(ク) 歯科検診

健康診断の一環として、歯科医による歯科検診を実施します。

イ 医療環境の整備

広域的に医療機関との連携を強化しながら、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心して医療サービスが受けられる医療体制づくりに努めます。

- (ア) 村内内科医訪問診療
- (イ) 休日当番医（塩筑医師会）
- (ウ) 救急医療（総合病院及び広域消防）
- (エ) 隣接市町村医師会による乳幼児・高齢者予防接種
- (オ) 隣接市町村の総合病院改修費用の一部負担
- (カ) 予防接種相互乗入れ制度の活用

ウ 自殺対策事業

自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図りながら事業実施していきます。

- (ア) 若年層対策事業
- (イ) 人材養成事業
- (ウ) 普及啓発事業

エ 母子保健と育児支援

平成 30 年度に設置した生坂村子育て世代包括支援センターを拠点に、教育委員会子育て支援コーディネーターと健康福祉課母子保健コーディネーターが連携して、各種母子保健事業及び子育て支援事業を充実させ、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を目指していきます。

(ア) 犀龍小太郎助成金

- ・ 不妊治療助成事業

不妊治療をしている方については年 10 万円を限度として助成します。

- ・ 妊婦健診助成事業

妊婦健診公費負担 14 回分以外の健診に要した費用について、健康診査料の自己負担 5 回以内 25,000 円を限度に助成します。

- ・ 出産育児一時金の補助

出産に係る経費の内、各保険者の補助額を超えた金額で、限度額 8 万円を助成します。

- ・ 幼児～18 歳までのインフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種費用を全額助成します。

- ・ 新生児聴覚検査助成事業

新生児に対して行われる新生児聴覚検査費用を全額助成します。

(イ) 産後ケア事業

産後の母親の身体的な回復と心理的な安定を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的に事業を実施していきます。

・ 宿泊型・デイサービス型事業

宿泊型では、産後4カ月未満で育児不安が大きいお母さんと乳児を対象に、病院や助産院に宿泊して、授乳相談や育児指導、お母さんの心理的ケアなどを受けることができます。また、デイサービス型では、対象を1歳未満の児を持つお母さんまでとし、日帰りでも同様なサービスが受けられるようにします。

・ 助産師による乳房ケア事業

産後1年未満で育児不安が大きいお母さんと乳児を対象に、病院や助産院で、授乳相談や育児指導、お母さんの心理的ケアなどを受けることができます。

(ウ) 産婦健診事業

地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行います。

(エ) 子育て支援アプリの活用促進

令和2年度より、村の子育てに関する情報が、いつでも入手することができるようスマートフォン向けのアプリケーションを導入しました。村の子育てに関する行事や情報を随時発信するとともに、複雑な予防接種スケジュール管理など育児のサポート機能として利用いただいています。

(オ) 妊婦歯科健診1回無料

(カ) 乳幼児健診及び教室の実施

(キ) 各種予防接種

(ク) 幼児眼科検査

(ケ) 出産育児支援（妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問）

(コ) 出産祝金

令和2年度から、支給額を拡充して実施しています。

なお、支給対象者については、仕事上の一時的な居住である場合など、特別な理由が生じた場合は支給の可否を検討します。

オ 新型コロナウイルス等の感染症対策

(ア) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症対策本部と連携し、身体的距離の確保やマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒等、新しい生活様式の定着に向け、感染予防の啓発を行っていきます。また、住民へのワクチン接種が円滑に進められるよう取り組んでいきます。

(イ) 乳幼児の各種予防接種の案内

(ウ) 高齢者インフルエンザ予防接種助成

(エ) 高齢者肺炎球菌予防接種助成

(カ) 緊急風しん抗体検査等の実施

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、抗体価検査、予防接種の費用を全額助成します。

(6) 国民健康保険保健事業

医療費が年々増加する傾向ですが、原因の分析を行い医療費の抑制、生活習慣病の発症予防と重症化の予防に努めていきます。特に、保健師や管理栄養士による保健指導を積極的に行います。

ア 保健事業実施計画（データヘルス計画）

特定健診・特定保健指導は、これまでもレセプト（診療報酬明細書）や統計資料等を基に村の健康に関する状況を把握し、課題解決に向けて実施計画を策定し実施してきました。今後は一層、被保険者の健康保持増進に努めるため「第2期生坂村保健事業実施計画（データヘルス計画）」により保健事業の実施及び評価を行います。具体的には、特定健診の結果、レセプトなどの健康と医療に関する情報を活用して、計画に基づき実行、その結果を評価して改善するPDCAサイクルの概念を取り入れ、効果的かつ効率的に保健事業を実施します。

イ 特定健診・特定保健指導実施計画

保健事業実施計画との整合性を図りながら、「第3期特定健診・特定保健指導実施計画書」で設定した目標達成に向け、特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上に努めます。そのため人間ドックの助成を継続し、特定健診については、40歳及び50歳の方の健診料を無料とし、集団健診と個別健診、通院治療者健診等により実施していきます。また、早朝や夕方での集団健診実施や近隣医師会との契約による個別健診実施等、受診しやすい環境づくりに努め、医療費の削減につながるよう広く啓発していきます。

特定保健指導については、保健師、管理栄養士による個別面談での結果返却及び継続した個別・集団支援により対象者に合わせて行動変容を促し、生活習慣病の予防に努めています。

ウ 重症化予防対策事業

脳ドックの助成も特定健診の項目を含む健診を受けられた方に限り、10,000円の補助を行っています。また頸部エコー検査を実施し、脳血管疾患の早期発見と重症化予防に努めています。

エ 保険者努力支援制度

保険者努力支援制度によって、医療費適正化に向けた保険者の取り組みが評価され、県交付金に反映されます。生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動を取ることなどを目指し、取り組み状況や結果に応じて交付金額が配分されます。糖尿病性腎症重症化予防プログラムや第2期データへ

ルス計画に基づき、個別支援や必要に応じた事業実施に努めます。

(7) 国民健康保険税

平成30年4月より国民健康保険の制度改正によって、国保の運営が変わり、都道府県が財政運営の責任主体となりました。

改革後の国保財政の仕組みは

- ①県全体で必要な保険給付費等の支出額をもとに、給付金総額を算定します。
- ②市町村ごとの所得水準などに応じた各市町村の納付金額を決定します。
- ③市町村は県から示された納付金を国保加入者から保険税を集め県に納めます。
- ④県は、市町村から集めた納付金と国からの公費を財源として、市町村に保険給付費等交付金を支払います。
- ⑤市町村は保険給付費等交付金を財源として、保険給付費(診療報酬費)を支払います。

加入対象者はこれまでと変わりなく、現在の加入者が改めて手続きを行う必要はありません。

保険税については、現在は大幅な引き上げはせず運営できる状況にありますが、収入の不足分については必要に応じて基金を取り崩すことで対応していきます。

(8) 3市5村医療救護訓練

糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震による人的被害を最小限にするため、3市5村で医療救護訓練を実施していきます。

ア 医療救護所の施設整備

医療救護所として、健康管理センターに窓ガラスの飛散防止を行い、施設の強化を図りました。また、患者搬送用のリヤカーを配備し、救護所機能の充実を図りました。

イ 医療救護対応の強化

支え合いマップなどのデータにより、要援護者の情報を収集し、医療スタッフの迅速な対応ができるよう努めます。

ウ 住民と協同で行う医療救護訓練

村内在住の医療有資格者にも訓練に参加していただき、消防団・民生委員、地域ケア会議等と連携協力して、住民主体の医療救護訓練を行っていく中で、有事に備えます。

◆振興部会◆

(1) 建設、治水・砂防、河川事業

ア 道路維持

村道の維持補修及び軽微な改良については、各地区の要望箇所の現状を早期に把握し、危険性・緊急性・必要性を考慮しながら実施します。

橋梁については平成 29 年度に橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い、今後もこの計画に沿って橋梁定期点検及び修繕工事を行います。また、幹線道路の舗装面、道路構造物については、平成 26 年度に道路ストック総点検事業を導入して修繕計画を策定し、平成 27 年度からこの修繕計画で舗装面及び道路構造物の修繕工事を行っています。

地域の住民と協働で実施する「おてんま」は、策定した要綱を基に原材料支給方式で実施します。

道路改良については社会資本整備総合交付金事業を導入し、地域と協議しながら計画的に必要な路線の改良・舗装を実施します。

イ 国道・県道事業

長野国道事務所で実施している山清路地区の国道 19 号防災工事は、計画した 2 つの橋渡しが終わり、令和元年度から 1 号トンネルの掘削が始まり、供用開始に向けての整備が着々と進められています。また、竹の本地区の国道への土砂流出に対する法面对策工事は、今年度設計業務が行われ今後工事が進められる予定です。

松本建設事務所では、平成 20 年度から整備を進めてきた鷺の平地区の新しいバイパスルート「山清路バイパス」が令和 2 年 12 月 13 日に開通し、供用が開始されました。

ウ 村道除雪

平成 25 年度に行政評価で除雪基準の見直しを行った結果、平成 26 年度から積雪量が 10 cm 以上、15 cm 以上の除雪路線に 30 cm 以上の路線を追加し除雪を実施しています。また、地区に貸し出している小型除雪機は、管理方法を周知し効率的かつ有効的な活用が図れるよう努めます。

エ 治水・砂防

千曲川河川事務所では、平成 28 年度から着工した小立野地区犀川堤防改修事業が、令和 2 年 9 月に築堤工事と樋門の建設を終え竣工しました。また、新たに令和 2 年度より下生野地区の堤防整備に事業着手し、築堤整備に向けて調査や測量、設計等を進めています。

県では、大倉地区で発生した地すべり災害の対策工事を、防災・安全交付金（地すべり対策）事業により、平成 30 年度より横ボーリング工や護岸工などを行っており、今年度完了

の見込みです。また、令和2年7月に地すべりによる村道の崩落が発生した袖山地区では、地すべり対策事業で横ボーリング工による対策工事が進められており、今年度中には通行可能となる予定です。

上生坂桧沢は、土砂の流出を防止するため、令和元年度から堰堤工事に必要な調査・設計が行われ、今年度から工事に着手する予定です。中村団地東側斜面の急傾斜地は、法面の崩壊を防ぐ対策工事を実施するための調査・計画が令和元年度から行われており、今年度から測量設計に入る予定です。

平成20年度に土砂災害警戒区域の指定を受け、異常気象時には住んでいる場所の状況で避難対応を行うなど、災害を未然に防止するため、国・県との連携による危険箇所の把握や情報収集に努めます。

オ 河川環境整備

河川内に自生した樹木や雑草を地域住民と協働で伐採し、河川環境の改善を行うとともに活動組織の支援を実施します。また、河川を中心にアレチウリが拡散し、農地や山林への被害を防ぐため、村民への啓発を行い、一斉駆除の推進に努めます。

松本建設事務所は、大日向橋から下生坂側の犀川河川敷で雑木が大きくなり見通しが悪くなっている箇所の除伐を令和2年度に実施しました。また、麻績川・金熊川では、河床にたまった土砂の排出を計画しています。

カ 雨水貯留施設設置補助

今年度から、雨水の有効利用と流出の抑制による流域治水や災害時の生活用水確保等を目的として設置する雨水貯留施設に対しての補助を新設しました。

対象経費	容 量	補助率及び補助金		備 考
雨水貯留施設の購入設置に要する経費で村長が認めたもの	1000以上 5000未満	対象経費の5割 上限 25,000 円	100 円 未 満 の 端数は切り捨て	一つの建築物ごとに1基を限度
	5000以上	対象経費の5割 上限 50,000 円		

キ 道の駅いくさかの郷

県営中山間総合整備事業により建設した活性化施設と、長野県が24時間使えるトイレや大型車両なども休憩できる駐車スペースを整備し、平成31年4月27日に道の駅いくさかの郷としてグランドオープンしました。活性化施設では、農林水産物生産者組合が運営する農産物直売所と農業公社かあさん家により、村内で生産した安心安全な農産物の販売や、地元産の食材を使った料理を提供しています。今後も多くの方に利用していただけるよう努めるとともに、生坂創生の中核施設として村の活性化に結び付けていきます。

(2) 住宅環境整備

ア 村営住宅建設

村営住宅は平成 26 年度までに 19 棟建設し、平成 27 年度上生坂中村団地内に若者定住促進住宅 2 棟、平成 28 年度には上生坂中村団地に若者定住促進住宅を 1 棟建設しました。

平成 30 年度に旧丸山木工山側工場用地を取得し、子育て世代に向けた若者定住促進住宅が令和元年度と令和 2 年度で、それぞれ 2 棟完成しました。今年度も 2 棟の建設を計画しており、今後も若者定住促進住宅の建設を継続して行い、人口維持につながるよう進めていきます。

また、これらの定住促進住宅については、定住を希望される方に住宅を払い下げる事が可能となっています。

空室となっている村営住宅については、村のホームページに掲載するなどして、入居募集を行い空室のないように努めています。

イ 住宅の耐震化及び住宅リフォーム等補助

住宅リフォーム等補助に、平成 30 年度から中学生以下の子どもがいる世帯への補助の拡充と耐震改修補助の上限額を 100 万円に増額しましたが、加えて令和 2 年度からリフォーム等補助の一部補助率の引上げと、U I J ターン型に子育て世帯への補助を新設しました。

事業種類	補助金算定	
住宅リフォーム等補助 (一般型)	対象経費の 1 割で上限 20 万円 (従来と同じ)	対象経費は 20 万円 以上の工事費
住宅リフォーム等補助 (三世代型)	対象経費の 3 割で上限 30 万円 (三世代同居者が対象)	
住宅リフォーム等補助 (U I J ターン型)	対象経費の 3 割で上限 30 万円 (村外からの移住者が対象)	
	対象経費の 3 割で上限 120 万円 (中学生以下の子どもがいる世帯が対象)	
住宅リフォーム等補助 (子育て世帯型)	対象経費の 3 割で上限 100 万円 (中学生以下の子どもがいる世帯が対象)	
耐震診断	住宅所有者負担なし (昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅が対象)	
耐震改修補助	対象経費の 5 割以内で上限 100 万円 (耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった住宅で住宅リフォーム等補助と併用可)	

耐震シェルター設置補助	対象経費の5割以内で上限20万円 (耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった家屋が対象)
-------------	--

(3) 林業振興

ア 松くい虫防除事業

近隣市町村と連携を図りながら、現在進めている空中散布事業は、今後も継続実施していきます。

国庫補助による枯損木の伐倒駆除事業は投資効果が上がらないことから、事業効果の見込まれる箇所及び枯損木の倒木等で通行の支障になる箇所を選定し実施していきます。また、長野県森林づくり県民税の森林づくりの方向性でも、ライフライン沿いの倒木対策を進めることから、動向を見ながら進めていきます。

被害が甚大に増加した小立野区、下生野区、日岐区については、平成26年度から平成30年度までに合わせて3,185本を処理し、令和元年度には日岐区で約50本、大日向区で約20本、令和2年度は引き続き日岐区で約20本実施しました。

イ 森林整備

平成20年度から導入された長野県森林づくり県民税を活用し、集落周辺の里山において、機能回復・災害防止・有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、間伐を中心とした里山整備事業を推進します。さらに、森林保全の重要性を住民に周知啓発し、森林資源を活用した小中学校の林業体験事業、都市住民との交流や森林の里親制度に協力を希望する民間企業の受入れを推進します。

また、平成31年4月に創設された森林環境譲与税及び森林経営管理制度の運用開始にあたり、当村においても今後、対象森林の把握や経営管理意向調査等を実施し、間伐等による森林適正管理や人材育成、木材利用の促進等につながるよう事業を進めており、令和2年度にはライフラインの保全対策を草尾区で実施しました。

平成25年度に、森林整備などで伐採した木材を有効活用するために、生坂村薪ステーションを設置しました。平成26年度から稼働した当施設を引き続きシルバーセンター、商工会と連携して有効的に活用するように進めていきます。

ウ 竹林整備

村内に生育する竹林からの資源を活用し、たけのこ・竹炭の生産販売に加え、たけのこの加工品の販路拡大に取り組み、原材料の確保及び景観整備として竹林整備の推進を図ります。

エ 林道整備

シルバーセンターなどに委託し、林道の維持管理を中心に実施します。また、地域住民の協力による里山整備に必要な、林道・作業道等の開設にも取り組みます。

オ 高津屋森林公園

高津屋森林公園の運営は村直営で管理し、四季折々の森林資源を活用したイベントや、企業研修の誘致により、施設利用の促進を図ります。また、引き続き山菜園・きのこ園・竹林園の整備を行い、魅力のある里山づくりを目指します。

それに併せ、インターネットを活用した情報の提供で施設の利用増を図るとともに、地元管理組合には、間伐や森林保育事業などの仕事を推進し、間伐材を利用しての収入増を図り、組合員の活気と経営向上を目指します。

(4) 下水道事業

平成 28 年度に策定した経営戦略に基づく健全な事業経営・維持管理業務を主軸に、下水道つなぎ込みへの啓発活動、浄化槽設置を促進するための補助事業を継続します。また、将来人口の動向に伴い総合的な管理体制の検討にも努めます。

なお、平成 24 年度に上下水道運営委員会と上下水道プロジェクト会議を行い、料金体系について協議検討を重ねてきました。その結果、村内の上下水道料金の公平化を図るために、平成 25 年度から、下水道使用料を改正しました。令和元年度の消費税法改正に伴う使用料の引き上げは行わず、現行の料金体系を継続していきます。

(5) 簡易水道事業

ここ数年、低迷する村簡易水道の有収率の向上に向けて令和 2 年 9 月、庁内に簡易水道有収率対策プロジェクト会議を新たに組織しました。有収率及び漏水対策の一層の推進強化を図るとともに、老朽化した施設改修を計画的に進めていきます。

また、平成 20・21 年度には政府資金の補償金免除繰上償還により、高額利率資金の繰上償還を行い健全な運営を図るとともに、平成 23 年度から公民館等公共施設の基本料金を半額にして、各地区の維持費の軽減を図っています。

平成 24 年度から行った水源調査では、実際に利用可能な水量は一日当たり 55 トン程度と判明し、計画の見直しが必要になりました。今後は、雲根地区、込地・重地区、南平地区への簡易水道拡張事業及び、老朽化・耐震化対策事業を優先して、新たな給水計画を上下水道運営委員会と上下水道事業プロジェクト会議及び関係機関で検討します。また、平出地区の試掘井の活用についても検討していきます。また、将来にわたり安定した事業経営を行うため、令和 2 年度に経営戦略を策定しました。今年度は施設台帳の整備や基本計画の策定を進めます。

水道使用料も下水道使用料金と同じく、村内の上下水道料金の公平化を図るため、平成 25 年度から水道使用料を改正しました。令和元年度の消費税法改正に伴う使用料の引き上

げは行わず、現行の料金体系を継続していきます。

（６）商工振興

中小企業支援策として継続して融資制度を今後も進めていきます。

商工会設置補助については、池田町と連携実施による事務事業、事務局体制などを商工会と協議して補助金のあり方を継続して検討します。

地域資源を活用した地場産品の開発支援を行い、雇用機会の創出により若者の定住を図ります。また、いくさかマル得商品券（プレミアム商品券）の発行及び、住宅リフォーム等補助などにより、地域商工業の活性化対策を図ります。

平成 23 年度から商工会の主催で、商工感謝祭を実施しています。令和 2 年度では新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりましたが、今後も継続して行い、商工業者の活性化につながるよう協力していきます。

平成 25 年度中に、村内で唯一生鮮食品を取り扱っている商店が閉店しました。これにより村内で生鮮食品等の購入ができなくなるため、松本ハイランド農協に生鮮食品等の販売を依頼していましたが、平成 30 年 9 月から現在の道の駅いくさかの郷で生鮮食品を取り扱っています。

平成 28 年度から、生坂村店舗整備促進事業補助金を制定しました。これは、村内で建設、建築、改修する店舗に対し、補助金（補助率 1/3、補助金限度額 200 万円）を交付するもので、平成 28 年度は 1 件、平成 29 年度も 1 件交付しています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染の影響による商工業者への支援策として、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援給付金を創設し、17 事業者に交付しました。

また、いくさかマル得商品券発行補助事業においても、村内事業者と村民の生活支援及び村内行事・イベントの中止に伴う代替事業として、例年よりプレミアム率、発行数を引き上げて 7 月に販売、10 月には増刷して追加販売も実施しました。

村内事業者と村民の生活を継続的に支援するため、令和 2 年度同様にプレミアム率と発行数を引き上げたいくさかマル得商品券スーパープレミアムの発行補助や、令和 2 年度に全村民に 1 万円分の商品券を配布した生活応援商品券も、取扱店をいくさかマル得商品券と同様として今年度発行する予定です。

（７）観光事業

ア 公園の維持管理

公園の維持管理は地域住民の協力をいただきながら村、シルバーセンターが連携し経費の削減を図ります。また、村内各種施設の集客効果をあげるため、施設間の連携を図るなどに

より資源の有効的な活用を目指します。

上野農村公園内の準備休憩施設については、農業体験ツアーなどの体験型イベントで施設を活用するなど、有効活用を進めていきます。

イ 赤とんぼフェスティバル

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止としましたが、村内最大のイベントとして定着しており、今年度は10月に開催を予定します。イベントでは、ステージ発表を充実させ、人気の花火も行います。反省会の意見などを参考に、赤とんぼフェスティバルINいくさか実行委員・区長合同会議で話し合いながら、村民はもとより村外からのお客さんも楽しめる集客効果の高いイベントとなるよう開催します。

ウ 観光資源の活用

数少ない観光資源を最大限に生かし村内への誘客につなげるために、平成26年度から、やまなみ荘にいくさか大好き隊員を1名配置して、やまなみ荘を拠点とした体験型のツアーなど観光事業を企画立案し広報に努めています。

大城・京ヶ倉登山道は活用方法・維持管理など、村民と確認しながら経済効果につながるよう進めていきます。地域発元気づくり支援金を活用して、令和元年度には登頂記念観光ピンバッジ（北部）、ガイドブック、VR動画の作成、登山道の整備等を実施し、令和2年度には、観光記念バッジ（中部）作成、道の駅いくさかの郷等への観光案内看板設置やVR動画の体験用機材の整備など、新型コロナウイルス感染拡大の影響により内容の一部を変更し実施しました。3年目となる今年度は、観光記念バッジ（南部）の作成と村内周遊用レンタルサイクルの整備を行う予定です。

スカイスports公園には、平成29年度に障がいのある方もスカイスportsを体験できる車いすパラグライダーを2機導入しました。

また、平成30年度に松本山雅FCのホームタウンとなったことから、村内で開催する各種イベントへの積極的な活用を図っていき、松本山雅ホームタウンデーには特産品のPRなどを行います。

エ 193カラット（イクサカラット）

平成28年度に、生坂産ぶどうの総称として「193カラット」を制作しました。山清路巨峰などのブランドを守りつつ、今後は193カラットを活用して情報発信していきます。併せて制作したイメージキャラクターの「カラットリン」はイベント等での積極的な活用を図ります。

（8）都市との交流事業

団塊の世代を中心に田舎暮らしへの関心が高まる中、観光資源の乏しい当村では農業や

農村風景を観光資源として農業体験ツアーを実施し、農業を通じた都市住民と村民との交流や自然とのふれあいを村の魅力づくりにつなげて、村民の活力と地域の活性化を図るとともに、やまなみ荘及び平成 20 年度に整備した体験農園施設を拠点に、体験農業や農産物の発送により交流基盤づくりを進めます。また、平成 31 年 4 月にグランドオープンした道の駅いくさかの郷も活用していきます。

大城・京ヶ倉のトレッキングは、登山道整備を進めてきたことで春はヒカゲツツジ、秋は紅葉など人気があり県内外からの登山者が増加しています。この人々に村内の各種施設を利用していただくために、各部署及び関係機関との連携を強化して魅力ある企画を立案し、滞在型の交流事業を展開できるよう進めていきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、令和 2 年度については農業体験ツアー一日いくさか村民（春・夏・秋）及び、大城・京ヶ倉トレッキング春・秋ツアーはそれぞれ開催を見送りました。

（9）農業振興

ア 生坂農業の活性化

平成 23 年 4 月に生坂農業未来創りプロジェクト会議を設置し、現状把握のため村内 10 区で生坂農業懇談会を開催しています。各区とも農家の高齢化と後継者不足や、不在地主による荒廃地が増え、近い将来耕作放棄してしまう農地が急増するという状況であり、この対策をプロジェクト会議で協議して、農家の今後 10 年後の状況を詳しく把握するために、平成 24 年 8 月と平成 29 年 11 月に村内の全戸を対象に地域農業に関する意向調査を実施しました。そして、意向調査結果に基づき、10 区の分析を行うとともに区ごとの営農推進事項を作成しました。

そして、今まで行ってきた意識調査や農業懇談会の結果をプロジェクト会議で再検討し、今後の各区の特色を活かした生坂スタイルの営農パターンとして

- (ア) 営農組合の活動を活性化するための支援策
- (イ) 高齢化の進んだ地域への新規就農者の就農定住
- (ウ) 将来を見据えた農業用施設の更新及び基盤整備
- (エ) 不在地主への対応
- (オ) 住民への農業技術の研修
- (カ) 人・農地プランの実施

等を定め各区と協議を重ねて実施していくよう、平成 23 年度から農業懇談会を行っています。

今後も、プロジェクト会議での検討及び、農業懇談会を開催して農業振興に導くように活動していきます。

平成 26 年度に見直しされた経営所得安定対策は、平成 30 年度から、行政による生産数量の配分と米の直接支払交付金の 2 点が廃止となりましたが、転作作物への助成やナラシ対策などの支援措置は継続され、米の需給調整についても長野県農業再生協議会より通知される生産数量目安値に沿う形で継続されています。

中山間地域直接支払事業は、農地の荒廃化をなくすよう活動を推進しており、令和 2 年度には計画の見直しが行われました。また、多面的機能支払交付金は、令和元年度に集落組織ごとに新たな 5 年計画を策定し、それぞれ事業が進められています。今後も積極的に活用して、良好な農村環境の形成や地域協働による環境を重視した活動を推進していきます。

令和元年度から、地域発元気づくり支援金を活用して、営農組織や住民団体への支援策としてパイプハウスの貸し出しを行っています。この事業で土壌診断・栽培指導も併せて行い、いくさかの郷へ冬季間農産物を出荷できるよう支援します。

イ 新規就農研修事業

農業公社で行われている新規就農研修事業は、農地を荒廃化させないために必要な事業であるため、人・農地プランに位置付けて引き続き行っていきます。平成 28 年度に農業女子を対象とした研修棟を整備し、平成 30 年度から研修を開始しました。また、帰農者や U ターン就農者への基本技術の習得支援を行います。

ウ 県営中山間総合整備事業

農業の活性化を図るために、村内一円の農業用排水施設整備などの農業基盤整備事業及び、農業集落道整備などの農村生活環境整備事業が総合的に行える、県営中山間総合整備事業を、平成 27 年度から着手して 9 年計画で実施しています。

令和 2 年度は水路工事で原工区・北平工区、農業用排水施設で下生野工区、道路設計で日岐工区・小舟工区・下生坂工区、ほ場整備設計で会工区をそれぞれ実施しました。

今年度は農業用排水施設整備で下生野工区・日岐工区、ほ場整備で会工区、道路工事で日岐工区・小舟工区、その他残っている工区の測量設計を行う予定です。

エ 有害鳥獣対策

有害鳥獣による被害が拡大しているために、団地を囲む侵入防止柵による獣害防止対策を地区の要望により補助事業を申請し推進します。平成 29 年度は日岐区、令和元年度は下生野区で実施しました。また、令和 2 年度は耐用年数を経過した草尾上野地区の電気柵を更新しました。

平成 24 年度より猟友会の組織強化を図るために会員登録料等の半額を補助し、猟友会の

協力を得て、サル・イノシシ・シカ・ハクビシン・カラスなどの有害鳥獣を駆除し、農業被害の減少に努めます。また、個別の被害防止対策には、被害が増加していることから、令和2年度より狩猟免許の取得更新費用の一部支援や、防除機具等設置事業に新たに複数人で共同設置する場合も支援の対象とする新しい補助制度を設け、支援策を拡充しました。

各区、農業関係団体、猟友会、警察が連携して対策を検討し、実践的な駆除対応を行うように生坂村有害鳥獣駆除対策協議会により対応していきます。

オ 受益者負担

基盤整備事業や施設整備事業を実施する際には、受益者に充分説明協議し適正な負担金を徴収します。

カ 補助基準の策定

村単補助事業等では要綱等を作成し、行政が負担すべき内容が明確になるように補助基準等を定め住民（農家）に周知します。

キ 地域活性化事業

平成20年度以降、開催した講座から活動グループへ進展した「女・人輝きくらぶ」や「おじさま倶楽部」「ハチクの会」などにより、生きがいつくりや村の特産品開発、地域の食文化伝承などが行われ、その活動は地域の活性化の源となっています。今後も継続して活動を支援していきます。

ク 加工施設

加工施設は農業公社が指定管理で運営し、村民が利用しやすい環境を整えます。また、老朽化した加工機械についても過疎対策事業債を財源として随時更新していきます。

ケ 山村活性化対策事業

令和2年度より、農水省の事業である山村活性化対策事業を実施していきます。この事業により、生坂村の豊かな自然や風土などの観光資源を生かした取組みや情報発信などに努めるとともに、ぶどうに次ぐ特産物の開発、多様な地域の素材を活用した6次産業化の推進などの農業振興を实践し、道の駅いくさかの郷を核とした地域振興策を図り、農産物の販売額の増加や人材育成、さらには新規就農者の定住につながるよう取り組んでいます。

(10) シルバーセンター

シルバーセンターの事業は、会員の就労により高齢者が社会参加及び生きがいの充実を図り、健康維持に導く事業です。今後、新会員の加入促進と体制強化に努め、運営に対して現状により補助を行っていきます。

(11) 災害復旧事業

令和元年10月の台風19号により被害を受けた、池沢地区と込地地区の2箇所では復旧工事を行いました。池沢地区においては、令和2年6月に復旧工事を終え安心して通行できるようになりましたが、込地地区では想定していた以上に地盤が悪いため再調査を行った結果、工期を延長して今年度中の竣工を予定しています。

◆ 教育部会 ◆

(1) 学校教育事業

生坂の自然や文化を大切に、生坂村に愛着と誇りをもち人間性豊かな児童・生徒を育成するため、一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び自ら考える力を養いながら、基礎的な学力の向上が図られるよう努めていきます。

社会的視野を拓げるため、地域の人や各団体を講師に迎え、地域社会について学ぶとともに、山間地校ならではの特色を生かした、きめ細やかな学校運営ができるよう努めていきます。

当村における保小中一貫教育に関しては、保小中一貫教育研究検討協議会からの最終報告書を基にさらに研究を進め、関連施策を進めてまいります。

生坂村コミュニティスクール 生坂大好き「わくわく^{がっこう}楽校」の活動を継続し、登下校を含めた学校生活が楽しく安心して送れるよう、引き続き学校と家庭や地域との連携を図ります。

教育関連施設の整備などについては、今後も様々な検討を行いながら、子どもたちの学校生活環境の向上や、教職員が教育に専念できるよう施設の充実に努めます。また、教育内容の変化や高度化に対応していくため、教職員の資質の向上も図っていきます。

ア 学校教育

不登校やクラスに入れないなど、様々な状況の子どもたちに対する正しい認識を持つことが地域社会はもちろん、家族にも求められています。また、全ての子どもたちが楽しく学校生活を過ごすことができる環境を整える必要もあります。そのため、適切な指導及び必要な支援が受けられるよう教育支援委員会を設置し、早期から教育相談を行い、一人ひとりの適切な学びの場を判断していきます。

小・中学校の児童・生徒が、経済的な理由で、学習を妨げられることのないように、就学援助制度を設けています。新入学児童・生徒学用品費は入学前の時期に必要なと考えられることから、平成29年度から入学する年の2月に前倒をして支給しています。

学校徴収金については、保護者負担軽減のため、従来どおり村単独事業で引き続き支援を

行います。

平成 30 年度より、中学校間の交流連携事業として北海道標津町との交流学习を行っており、異なる土地の伝統、自然・文化を学ぶ機会を設けて、将来を担う人材の育成を図っています。

外国語指導助手(A L T)の配置については、令和元年 8 月に新規の A L T を迎えており、中学校はもとより小学校でも外国語に触れる授業を継続して行っています。

また、平成 30 年度には、小学校に学校司書を配置し、学校図書館の整備事業と併せ図書館運営の充実も図っています。

イ 教育の情報化（I C T 利活用）

国が進める「G I G A スクール構想」に基づいて、令和 2 年度に小中学校の校内通信ネットワークの構築を進め、児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末の整備も行いました。

また、各種補助金の活用により、プロジェクターや電子黒板等を導入するとともに、教職員を対象とした研修会を開催し、児童生徒の I C T 能力の向上を図っています。

今後は、児童生徒の 1 人 1 台タブレット端末等が有効に活用されるよう維持管理をしていくとともに、引き続き研修等を開催することで、教職員の I C T スキルの向上に努めます。

ウ 子どもの安全確保

全国各地で子どもたちが被害者となる凶悪な事件が相次いでいるため、村では関係機関との連携を図る会議の開催や青色回転灯装着車などを利用したパトロール等を実施しています。

こうした取り組みは継続することが大切となりますので、生坂村防犯協会を中心とした関係機関との連携を保ち情報交換や点検を行うとともに、地域全体で子どもを守るため、村民にも協力してもらえよう、安全のための啓発活動を実施していきます。

また、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故などが多発する中で、少年の非行問題が広域化、多様化、深刻化してきている現状を踏まえ、平成 28 年 2 月には、児童生徒の安全確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心を育む健全育成を推進するため、安曇野警察署と所轄警察署管内の教育委員会などが相互連絡に関する協定を締結しました。これにより、それぞれが自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図る体制を整えていきます。

エ 学校給食センターの運営

学校給食センターは、衛生的で安全な給食作りを基本に、心のこもった給食を提供するために、食品添加物が少ない食材・食品を使用し、吟味した食材料を手作りにより調理しています。村内産の野菜類を多く使用するために、村内農家の皆さんや各種団体の協力を得て、納入者の拡大と地産地消を図るとともに、給食を通して子どもたちが食の大切さを学ぶ「食

育」にも力を入れています。

また、平成 30 年度からの児童・生徒の給食費無料化や村内ボランティアの方からの食材の寄贈により、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境をつくっています。

施設の運営については、今年度アレルギー対応食専任の職員を配置し、事故防止の徹底を図ります。

オ 学校施設の維持管理

小学校の校舎は建設から 40 年以上経過しているため、老朽化に伴う改修や補修を随時行っています。平成 30 年度は、開校 40 周年記念事業として図書館整備を行い、書架の入れ替えや照明の LED 化により全体的に明るい館内に改修しました。また、児童が快適に読書や調べ学習ができるように、令和元年度に図書館にエアコンを設置し、令和 2 年度には、パソコン教室のエアコン更新工事を行いました。今年度は音楽室にエアコンの設置を行います。

中学校の校舎については、建設から 20 年経過していますが、大きな改修などが必要となる前に、日頃の点検により異常などの早期発見に努めます。

令和 2 年度には、老朽している照明を LED に更新して、学習しやすい教室整備、消費電力の減少を図りました。

それぞれの施設の耐震化については、天井等落下防止対策として平成 26 年度に非構造部材の総点検を実施し、平成 27 年度に改修を行いました。

令和元年度に策定した学校施設の個別施設計画をもとに、今後も改修方法、財政負担等充分検討し、引き続きその対応に努めます。

カ 教職員住宅の整備

老朽化している教職員住宅を整備することにより、任地居住できる教職員が増え、児童生徒への様々な対応へ専念できることが期待できます。

今後も必要に応じ、修繕・改修等を行い、教職員の通勤等の負担軽減に努めます。

(2) 公民館事業

ア 文化系教室の実施

各種教室は、公民館長、分館長、分館主事などの関係者が毎年の反省を踏まえ計画を立て、実施しています。今後も引き続き村民からの意見や要望等を聞きながら、専門的な内容から一般的な内容まで、より多くの村民が参加できるよう開催日、時間、場所などを検討し事業の推進を図っていきます。また、各課等でも生涯学習が行われているため、必要に応じ連携を図ります。

各種教室の講師については、村内関係者に依頼しており、令和 2 年度に開催した公民館教室の 13 教室中、5 教室を村に関係する方々が担っています。これからも村内の様々な技術

や知識をもった方を発掘し登用していきます。なお、教室で作成した作品については、毎年10月に行う赤とんぼフェスティバルに併せ、生坂村文化祭で展示発表しています。

また、平成29年度から新たに開設した「地域未来塾」では、信州大学の協力のもと、希望者を対象に土曜日の午後を利用した学習支援事業を行っています。令和元年度からは対象者を全中学生に拡大するなど、中学生の学力向上のため支援内容の充実を図っています。

イ スポーツ系教室の実施

住民の健康維持と運動意欲向上を目的とした公民館事業として、スポーツや運動をする機会と環境を提供し、常に住民のニーズを把握しながら各教室や講座を計画していきます。

現在は、連携協定を締結している松本大学と各種事業を展開しており、健康福祉課と共に体力調査を含めた運動教室の開催や、小学校児童を主な対象とした運動支援の講座を実施しています。

また、部活動の充実と技術向上を目的に、公民館と中学校が連携してバドミントン部の支援をしており、中学生の運動能力向上を図ると共に、卒業した先輩たちが後輩へ指導する好循環が生まれ、社会体育事業の成果が上がり始めています。加えて、平成29年度からは講師を体育協会バドミントン部に依頼し、小学生を対象とした少年少女バドミントン教室も通年開催しています。

今後、少子高齢化が進行することを踏まえ、社会教育委員やスポーツ推進委員などと研究・協議を行い、多くの村民が継続的にスポーツを楽しめるよう努めていきます。

ウ 成人式

令和3年成人式は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により当初の計画を変更し、5月2日（日）中学校体育館で、感染対策を講じて開催します。なお、令和4年成人式は例年どおりの開催を予定しています。成人者との関わりの深い多くの方々に祝う事のできる式を目指していきます。

エ 村民運動会

平成28年度から村民運動会と村民総合スポーツ祭を試行的に交互で開催してきましたが、令和元年度の社会教育委員（分館長）・公民館・スポーツ推進委員合同会議で検証・検討した結果、種目やチーム編成を再検討し、多くの村民が参加できる内容に見直した上で、村民運動会を毎年開催していくことになりました。今年度は5月23日（日）に開催する予定です。

開催方法については、今後も村民の親睦を図る場として様々な意見を参考に、分館役員の方々やスポーツ推進委員と検討していきます。

（3）社会人権教育・男女共同参画事業

人権問題に関する教育には学校・社会教育を通じて力を入れていますが、誰でも参加しや

すい学習会や研修会などの開催を心がけるとともに、人権擁護委員とも連携を図り健全な地域社会の形成に努めます。平成 29 年度に男女共同参画推進協議会を立上げており、令和元年度に見直し策定した第 2 次男女共同参画計画（令和 2 年度～令和 6 年度）に基づき、男女共同参画や社会人権教育に関する研修会などを開催し、男女平等思想に立った啓発や女性の社会活動を推進していきます。

（４）文化財保護事業

生坂村固有の風土や歴史を保存し、先人から受け継がれた文化を学び、これらを理解して住民共有の財産とすることは、非常に重要なことです。

村では、数多くの有形文化財、無形文化財、天然記念物などを指定文化財として登録しており、文化財保護委員による村内一斉パトロールを毎年実施し、現況を調査するとともに文化財の説明板の設置を行うなど、保護と保存活動に努めています。

また、歴史や文化を継承する意識の醸成が一層重要となってきたため、歴史的人物、文化財等の資料の収集や整備も必要に応じて行っていきます。

こうした取り組みの中で、平成 24 年 11 月に農村資料館のギャラリーを頌徳館として、法学博士「加藤正治（犀水）先生顕彰会」が設立され、村の先達となった偉人を発掘し顕彰していく体制が創設されました。

令和元年度に国登録有形文化財として登録された加藤先生の生家である「一星亭」については、今後、市場性等を把握しながら地域づくりに活かされる活用方法について検討していきます。

また、今年度には、B & G 財団の助成金を活用して、加藤先生を題材としたマンガを制作・配布し、ふるさとに対する興味・関心の向上等につなげていきます。

村民から寄贈された貴重な民俗資料を見学できる「山清路の郷 資料館」や農村資料館内の加藤正治頌徳館については、今後も、各施設においてイベントや講座・教室の開催などに有効活用し、地域活性化の拠点としていきます。

現在、過疎化・高齢化により文化財そのものの維持が課題となってきた地域があるため、文化財保護委員などを通じて実態を把握し、文化財の保護・保全が図られるよう努め、文化財めぐりや公民館教室などの開催により、住民の歴史や文化に対する意識高揚が図られるよう推進していきます。

（５）保健体育事業

ア 体育協会補助金

体育協会が担っている各種スポーツは、競技年齢層などの変化により競技人口が減少して

きていますが、村外で開催される大会に参加するなど、活発な活動が行われている部もあります。

そのため、補助金については随時見直しなどを行いながら、村民の体育の向上、推進に主眼を置いた取り組みが、さらに図られるよう努めていきます。

イ スポーツ振興

B & G海洋センターや村民総合グラウンドなどの体育施設や各スポーツ用具等を常に利用できるよう整備を行い、住民などがスポーツや運動を行いやすい環境を整えていきます。

また、B & G海洋センターにおいてソフトバレーボール大会や水泳大会などを開催することで、団体競技や個人競技、地域及び世代を超えたコミュニティの育成と体育の推進を図っていきます。

さらに、体育協会やスポーツ推進委員はもとより、健康福祉課や松本大学とも連携して、体育館やグラウンド、プールなどを活用したスポーツや体操の普及と指導を行い、住民の健全育成を推進します。

また、平成 30 年度からホームタウンとなった松本山雅 F C とも連携し、地域交流や住民同士のコミュニティ形成を図りながら、健康増進にもつながる講座や研修会、スポーツイベント等を開催し、世代を超えた交流の促進や健康への意識を高めていくことで、個々の体力増進、運動習慣の形成につなげます。

(6) 各施設運営事業

ア 児童館・生涯学習施設

児童館・生涯学習施設（たんぼぼ）は、開館以来多岐にわたるボランティアの皆さんに支えられ運営しています。

児童支援においては、子ども達が安心して活動できる場の確保と、児童の健全育成を支援するため、放課後児童支援員・学習支援員をはじめ、放課後子ども教室の地域コーディネーター・教育活動推進員・教育活動サポーターなど多くの方々が携わっています。

また、併設している図書室は、現在約 18,000 冊の蔵書を管理しており、司書及び図書ボランティアにより、蔵書管理や本の案内、利用者への支援を行っています。引き続き、ICN や広報誌、Twitter などを有効活用し、村内外への広報に一層力を入れていきます。

なお、施設の老朽化が懸念されることから、令和 2 年度にホール、遊戯室などのフローリング部の改修等や学習室のエアコン更新工事を行いました。引き続き、日常点検を行い大きな施設改修にならないよう努めていきます。

イ スポーツ施設

ファミリースポーツパーク及び総合グラウンド等、今後も老朽化が進む施設の維持補修を

予算の範囲内で積極的に実施します。

B & G海洋センターについては建設から 30 年が経過し、老朽化に伴う経年劣化も進んでいることから、平成 30 年度に B & G 財団の助成金を活用してアリーナ内非構造部の耐震改修、照明の LED 化と屋根、外壁の塗装などの改修修繕工事を行いました。また、平成 29 年度には、コミュニティ事業を活用し、アリーナに小さいお子さんも遊べるキッズスペースやロビーで気軽にくつろげるスペースも設けています。さらに今年度は、再び B & G 財団の助成金を活用して、小中学校の授業でも活用するプールの缶体、プールサイド、屋根及び側面等の改修を行う予定です。今後も学校、体育協会、公民館、区・分館などと協力し、村民が利用しやすい施設としていきます。

また、ファミリースポーツパーク・総合グラウンド・海洋センター周辺は、スポーツ施設が集中しているエリアなので、いつでも・誰でも気軽に利用できる施設として、やまなみ荘とも連携を図り、施設の適切な管理と一層の有効活用を図るよう努めます。

(7) 保育事業

ア 保育施策

令和元年 10 月から幼児教育無償化が始まり、3 歳から 5 歳児の保育料が無償となりました。また、今年度からは 3 歳以上児が今まで持参してきた給食の主食を保育園で提供することで、完全に給食費を無償化し、一層の保護者負担の軽減を図っていきます。

全体の園児数は減少傾向にありますが、保育のニーズに応える施策を進めていきます。

仕事をしている保護者への子育て支援として、長時間保育は朝 7 時 30 分から、夕方は 6 時 30 分まで受け入れています。また、未就園児の一時的預かり保育や親子での保育園体験など子育てのサポート役として努めていきます。

保育所は保護者の労働などの事由により、家庭において必要な保育を受ける事が困難な場合に保育する施設です。しかし、生坂村には幼稚園がないため、平成 28 年度から特別利用保育として保護者が労働等の事由がなくても、満 3 歳以上の子どもを保育園に預けることができる 1 号認定を設けています。

イ 保育内容

一人ひとりの子どもの発達や成長を、しっかり見守る保育に取り組みます。子ども・子育て支援係や保健師、専門機関との連携を深め、支援が必要な場合は各機関と連携し、保護者の意向も聞きながら、早期に適切な対応をしていきます。

また、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、社会生活や対人関係を営んでいくために必要とされる基本的な技能や力を家庭と協力し合って育てていきます。

平成 21 年度から行っているイングリッシュランド事業では、遊びながら楽しく異文化

に触れる事を目的に、年 12 回開催しています。また、エコ活動は、食育活動と合わせ物の大切さや環境への意識を高め、ゴミの分別など子どもにもできる身近な事をこれからも続けていきます。

なお、当園は令和 2 年度に、県の信州やまほいく（信州型自然保育）の認定を受けました。今後も自然や地域の中での体験活動を通じて、自ら学び成長しようとする力を育む保育をしていきます。

ウ 保育環境の整備

子どもが自主的、自発的に環境に関わり、十分遊び込める環境づくりに努めていきます。毎年、園庭遊具点検は行っていますが、建設より 20 年近くが経過しているため、遊具の劣化に伴う改修を必要に応じて行っています。

令和 2 年度に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、密になることを防ぐとともに、未満児保育の需要に対応するため、未満児室の増築を行いました。より安全で快適な環境づくりと、家庭的で安心して過ごせる空間づくりを行います。

エ 地域との連携

平成 23 年度から行ってきた防災活動は、保育園が避難所になっているため引き続き地域の方や保護者と連携し、防災意識の向上に努めていきます。また、子ども達が図書室を訪問し本の貸出しを経験したり、図書室の本を園に貸出してもらうなど、村図書室を身近なものとして活用し、本に親しめるようにしていきます。

（８）子ども・子育て支援事業

ア 子ども・子育て支援業務

これまでの計画を令和元年度に見直し、新たに策定した第 2 期子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）に基づき、新生児から 18 歳までの全ての子どもと親や家族、そして子育ての協力者となる地域住民を対象に、子支援・親支援・地域支援といった総合的な子育て支援を推進していきます。

子育て支援センター「なのはな」内の育児支援の拠点及び未就園児親子を対象とした「びよびよひろば」は、年間を通し様々なイベントを行い、親子の触れ合い、親同士・子ども同士の交流を図っています。子どもの養育が一時的に困難となった場合などに預かる子育て短期支援事業や、病気回復時の子どもを預かる病後児保育事業、子育てを相互援助する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の体制も整えていきます。

児童生徒に対しては、家庭や地域、小中学校等と連携し食育作品コンクール・食育作品巡回展示・長期休業中の昼食支援・地域支えあい食堂等の各種事業を展開し、村全体で食育活動や孤食防止に取り組み、心を育む支援を行っていきます。また、キャリア教育 お仕事つ

てなかに・CAP講座・心の健康ワークショップ・自己肯定感アップ講座・デートDV予防教室等の各種事業により、援助希求能力（助けを求める力）やセルフ・エスティーム（自己肯定感、自尊感情）を高める心の支援を行っていきます。

また、平成28年5月の児童福祉法一部改正に伴い、令和元年度より子育て支援センター「なのはな」に生坂村子ども家庭総合支援拠点を設置しています。子ども家庭支援員を常時2名配置することにより、村内全ての子どもと、その家庭及び妊産婦などに対して、他機関との連携を図りながら、中核となって継続的なソーシャルワーク業務を行っていきます。

イ 教育支援体制

生坂村教育支援委員会で協議・検討し、障がいの有無に関係のない、幼児児童生徒の成長・発達、就学相談及び一貫した専門的かつ総合的な支援体制を整えていきます。

ウ 補助金・貸付金

平成24年度に創設した入学祝金事業により、小学校入学時30,000円、中学校及び高校入学時には10,000円を、対象である児童生徒の保護者に支給しています。また、平成26年度から奨学金貸与条例等を全面的に見直し、対象を従来の高校から短大・大学まで拡充し、償還期間を大幅に延長するとともに、免除規定を設けるなど、奨学生のUターンを図り、過疎化対策に取り組んでいます。

◆各部会連携事業◆

（1）定住対策

各部会で連携し、公営住宅・村営住宅・空き家を有効活用し、定住人口が増加する研究を進めます。村内の空き家の調査を行い、各自治会活動に協調し参加する方に、空き家を紹介する空き家バンク制度を平成22年度に立ち上げ、以来40件を超える所有者のご協力により空き家登録をしていただきました。生坂村ホームページや長野県の移住者向けポータルサイト「楽園信州空き家バンク」に写真等の情報を掲載し、村内に移住を希望する方に紹介しています。空き家の活用についての情報提供を行い、今後も入居可能な空き家の所有者に空き家バンク制度への登録依頼を進め、移住希望者の募集強化を図っていきます。

平成25年度から村が空き家をリフォームして、いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員）など移住者が居住しています。この他、村が取得した空き家を利用して、田舎体験ハウス、おためし移住体験ハウスや村営住宅として整備し、移住人口の拡充を進めます。

そして、平成30年度から新設した移住定住対策に向けての生坂村移住定住・空き家対策

事業補助金と生坂村住宅リフォーム等補助金の補助内容をそれぞれ拡充し、移住者及び若者世帯の定住を進めていきます。

（２）各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置

平成 21 年度から、各所属の全係長による横断的実践チームを設置しました。

事務局は村づくり推進室で行い、当委員会の役割は各所属の実務者（係長）レベルで課題等を検討し実施方法案を見出すことと、係ごと連携して行う事業について調整し、各所属間の連携を強化することにより、円滑な事業の推進を図ります。

（３）集落の活性化対策

平成 20 年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営ができるようになりました。今後もさらに協働事業の推進を行うため、平成 23 年度に新設した、村独自の生坂村絆づくり支援金制度を活用し、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、平成 25 年度から地区担当職員と連携しいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っていきます。

（４）道州制について

道州制とは、現行の都道府県を廃止して、複数の県を統合した道州をつくり、地方の自立を目指す統治制度です。全国を 9 から 13 の道州に統合し、県の機能が集約されコストの削減や時代に合わなくなった中央集権体制を壊すことができます。市町村も広域的な 20 万人以上規模の「基礎自治体」という名称になり、生坂村のような小さな市町村は合併をするようになります。

この制度の問題点は、

- ① 税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏が有利となり、地域間格差は拡大する。
- ② 税財源が国から地方に移ると同時に、1,000 兆円を超える国の債務をどうするのか。また町村の財源がどこまで保障されるか明らかにされていない。
- ③ 小規模町村は、基礎自治体として認められず合併を強いられ、これまで町村で培われてきた自治は衰退してしまう。
- ④ 小さな市町村がなくなるため地域の支え合いがなくなり、国を弱体化させる。

以上のことにより、全国町村会・町村議会議長会では導入反対の要望をしています。村議会も平成 25 年 3 月定例会で、国に対して議員発議の道州制導入に反対する意見書を提出し

ました。

(5) 集落との連携事業

地区との農業懇談会を契機に大日向地区では平成 25 年度から遊休荒廃地を活用した農地再生事業を開始しました。この事業は、地区と村、農業公社が連携して取り組みを進めており、村の事業支援では、国の過疎集落等自立再生緊急対策事業によるいくさか大好き隊居住のための空き家のリフォームや、地区公民館の改修などの施設整備等を実施しました。

また、県の集落「再熟」、実施モデル地区支援事業では、いくさか大好き隊員と地区の農業指導員、農業公社が中心となって、荒廃地の農地再生と試験栽培に取り組んできました。

平成 27 年度以降も、地域発 元気づくり支援金事業や県営中山間総合整備事業を取り入れて、地区と連携を図りながら、協働作業を通じて、就農希望者が地区農家として自立して生活できる体制づくりや地域農業の推進による地区の活性化を目指していくこととします。

(6) まち・ひと・しごと創生法による地方創生の推進

国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し推進しています。

これまで当村では地方創生関係交付金を活用し、道の駅開設に向けた施設内の整備、大日向南平地区でのぶどう棚整備や商標登録、ゆるキャラ「カラットリン」の製作など、ぶどうの生産と販売強化に関する事業の他、子育て支援や交流人口の増加、社会就労センターの統合による就労の場の確保など、当村の実情に即した事業を実施し、地方創生の充実・強化に向けた取り組みを推進してきました。

今年度から第 2 期となる生坂村人口ビジョンと生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、人口維持と地域の活性化に向け、今後 5 年間の目標や実施する施策について、地方創生関連事業を取り入れるとともに村民をはじめ各関係機関と広く連携して進めていきます。

(7) ポイント制度

平成 30 年度から村が行う事業（各種懇談会や子育て支援、健康づくりなど）について村民への周知や参加を促すため、スタンプカード方式により指定された事業に参加などした場合にポイントを付与し、そのポイント数によりやまなみ荘の利用券やかあさん家の割引、ごみ袋、村内で使える商品券などと交換できるポイント制度を実施しています。

令和元年度からは、いくさかの郷の直売所で割引ができるほか、商品券等の交換場所に健康管理センターを追加するなど、気軽に交換できるようになります。

(8) 松本山雅との連携

生坂村は、松本山雅F Cとスポーツを通じた様々な活動を連携・協力して展開していくことで、互いに活性化・活躍していくことを期待し、平成30年8月にホームタウンとなりました。

地域にあるプロスポーツを身近に感じられるよう、松本山雅関係者を講師とする健康づくりやスポーツ交流事業などを実施し、Jリーグで戦う松本山雅との連携により村の情報発信やPRなどに努めます。そして、松本山雅F CがJリーグで活躍することは、村の情報発信、地域の活性化につながるため、生坂村からの応援の声を届ける活動も実施します。

(9) 特定地域づくり事業協同組合

地域人口急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が、令和2年6月4日に施行されました。当村も、この法律により特定地域づくり事業協同組合を設立して、新たな雇用の場（安定的な雇用環境、一定の給与水準）を創出し、移住や定住の促進を図っていくように実施していきます。

(10) 新型コロナウイルス感染対策

国内に新型コロナウイルス感染症の感染者が拡大し、村では、令和2年2月7日に生坂村新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、感染状況の変化により令和2年度末までに15回の対策本部会議を実施して下記の事項について対策を講じてきました。令和3年度も感染対策を継続し、ワクチン接種体制を整え安全に円滑な接種ができるよう努め、村内経済の活性化も図っていきます。

ア 総務課

- (ア) 特別定額給付金
- (イ) 生坂村新型コロナウイルス感染症対策支援給付金
- (ウ) 赤外線マイクシステム購入事業
- (エ) 村民会館（避難施設）役場改修（執務場所増設）事業
- (オ) リモート会議対応パソコン整備事業
- (カ) 防災活動支援事業（避難所への感染症対策物品の配置）
- (キ) 生活応援商品券事業

イ 住民課

- (ア) 歯科診療所消毒機器整備事業
(治療器具洗浄機、消毒機、保管庫、空気浄化装置、飛散防止機器等)

- (イ) 新型コロナウイルス感染症診療所補助金
- (ウ) やまなみ荘新型コロナウイルス感染拡大防止事業（消毒液、お客様用マスク、パーテーション購入）
- (エ) やまなみ荘経営持続化繰入金

ウ 健康福祉課

- (ア) 健診送迎時密にならないための公用車購入
- (イ) 健診施設感染防止対策事業（可動式間仕切り工事、電話、LAN回線工事）
- (ウ) 障がい者就労支援のための職員配置
- (エ) サージカルマスク、次亜塩素酸ナトリウム等、衛生用品の備蓄
- (オ) 敬老お祝い商品券（70歳以上）
- (カ) 感染予防のための動画作成
- (キ) 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備
- (ク) 対面式相談等の際の感染拡大防止策（パネルの設置及びフェイスシールドの購入）
- (ケ) 健(検)診時における感染拡大防止のため運営方法の変更
 - ・来庁者の検温の実施
 - ・密にならないよう受付時間の細分化
 - ・乳幼児健診の参加者の健診に要する時間短縮のための職員配置（管理栄養士の雇上げによる増員）
 - ・集団指導から個別指導に変更し、個別対応のための栄養指導用フードモデル（試食中止のため）及びワゴンの購入

エ 振興課

- (ア) 生坂村新型コロナウイルス感染症対策事業者支援給付金
- (イ) いくさかマル得商品券スーパープレミアム発行事業

カ 教育委員会

- (ア) 子育て支援定額給付金
- (イ) 学生支援給付金
- (ウ) 生坂保育園未満児室増築工事
- (エ) 生坂村屋内ゲートボール場改修工事
- (オ) 学校保健特別対策事業（小中学校に自動水栓設置等）
- (カ) 保育対策総合支援事業（除菌電解水給水器等の設置等）
- (キ) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業（保育園、児童館、子育て支援センターに加湿式空気清浄機の購入等）
- (ク) 公立学校情報機器整備費補助金事業（児童生徒1人1台のタブレット端末を整備）

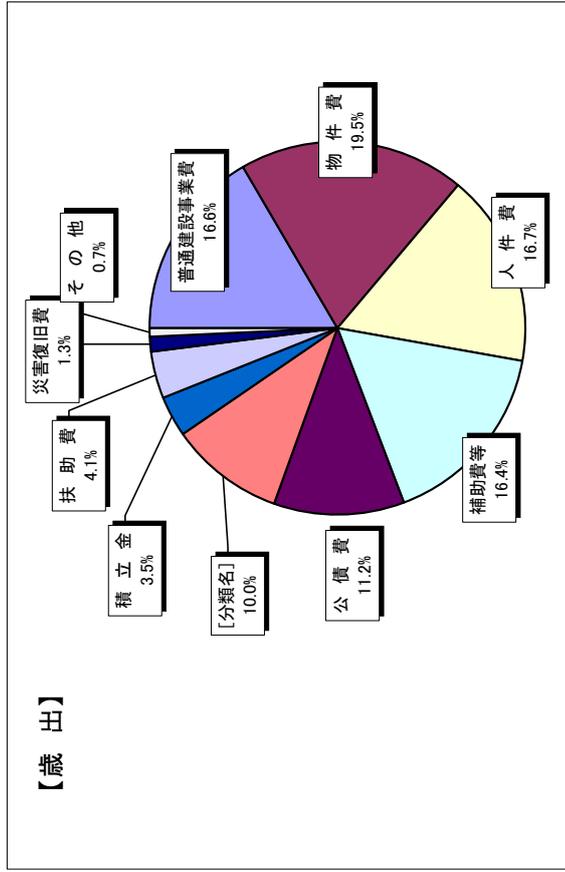
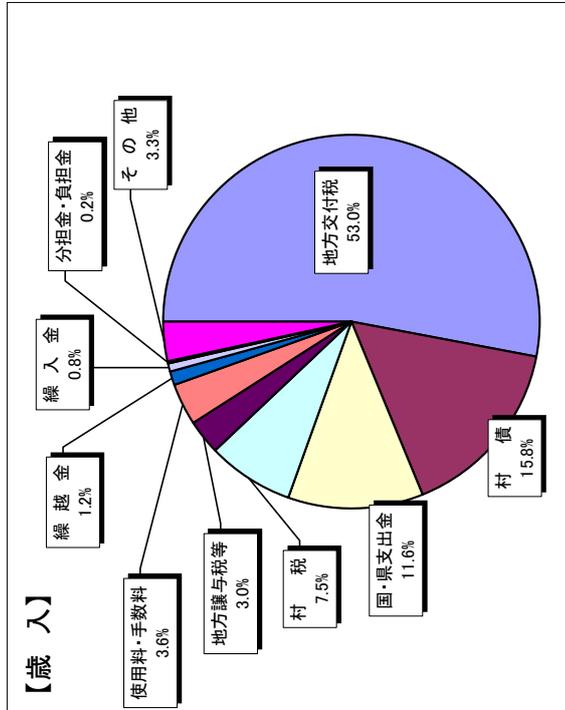
キ 今年度予定事業

- (ア) 新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備とワクチン接種
- (イ) いくさかマル得商品券スーパープレミアム発行事業
- (ウ) 生坂村生活応援商品券給付事業
- (エ) キャッシュレス決済導入事業
- (オ) 避難所公衆無線 LAN 設置事業

6. 村の財政状況

(1) 普通会計の決算の状況

ア. 令和元年度普通会計決算の状況 (※1)



項目(※2)	金額
地方交付税	11億3,165
村債	3億3,798
国・県支出金	2億4,803
村税	1億5,892
地方譲与税等	6,406
使用料・手数料	7,705
繰越金	2,545
繰入金	1,511
分担金・負担金	422
その他	7,268
計	21億3,515

(単位：万円)

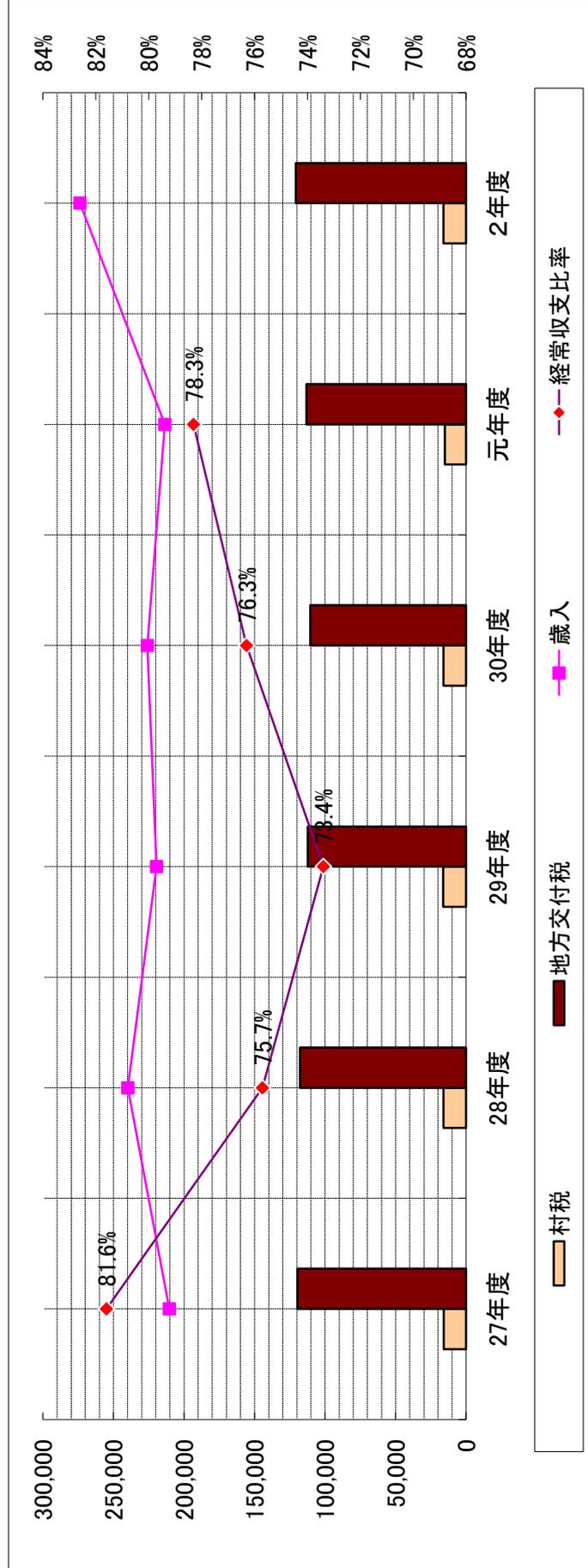
項目	性質別	金額	目的別
普通建設事業費	3億4,930	議会費	4,236
物件費	4億0,950	総務費	4億2,365
人件費	3億5,157	民生費	3億9,228
補助費等	3億4,535	衛生費	2億1,737
公債費	2億3,607	農林水産業費	2億3,054
繰出金	2億0,832	商工費	1,891
積立金	7,408	土木費	2億6,500
扶助費	8,554	消防費	9,585
災害復旧費	2,711	教育費	1億5,310
その他	1,541	公債費	2億3,607
計	21億0,225	災害復旧費	2,712
計	21億0,225	計	21億0,225

(※1) 「普通会計」とは、村の一般会計と村営パスの特別会計を合算し、重複している部分を除いたものです。

(※2) 歳入及び歳出のうち性質別の各項目は、当該決算年度の金額の大きいものから順に表記をしています。

イ. 村の財政の推移【平成27年度～令和元年度、令和2年度（決算見込）】（単位：万円）

年度	歳入総額		歳出総額		人件費
	村税	地方交付税	村税	地方交付税	
H27	21億0,341	1億5,851	20億6,245	2億8,916	3億5,821
H28	23億9,736	1億6,087	23億6,027	4億7,560	3億5,760
H29	21億9,392	1億6,331	21億3,355	2億5,238	3億1,823
H30	22億6,020	1億6,083	22億1,974	2億4,152	3億2,735
R元	21億3,515	1億5,892	21億0,225	2億3,607	3億5,157
R2（見込）	27億3,742	1億6,047	27億0,302	2億4,789	4億0,581



(2) 財政のシミュレーション

ア. 令和3年度～令和7年度【5カ年】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
村税	1億4,970万円	1億4,782万円	1億4,597万円	1億4,414万円	1億4,238万円	
地方譲与税等	6,558万円	6,623万円	6,653万円	6,687万円	6,687万円	地方譲与税等には、税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特別交付金を含む。
地方交付税	11億0,400万円	10億7,800万円	10億7,000万円	10億6,500万円	10億6,000万円	地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の収入見込額を計上。
小計	13億1,928万円	12億9,205万円	12億8,250万円	12億7,601万円	12億6,925万円	
分担金・負担金	651万円	491万円	441万円	441万円	441万円	
使用料・手数料	6,575万円	6,640万円	6,772万円	6,907万円	7,045万円	
国・県支出金	2億3,850万円	1億8,285万円	1億5,785万円	1億3,707万円	1億2,707万円	
繰入金	4,951万円	5,015万円	5,200万円	5,400万円	5,600万円	繰上償還に係る繰入金がある場合計上。(財源補てんに係る繰入は見込まない。)
繰越金	5,402万円	500万円	500万円	500万円	500万円	
諸収入	5,284万円	2,208万円	2,208万円	2,208万円	2,208万円	
村債	2億4,880万円	1億6,600万円	1億6,600万円	1億6,600万円	1億6,600万円	村債は、通称対策事業債及び臨時財政対策債を計上。
その他	1億0,250万円	1億1,050万円	1億1,050万円	1億1,050万円	1億1,050万円	その他は、財産収入及び寄付金を計上。
計	21億3,371万円	18億9,994万円	18億6,806万円	18億4,414万円	18億3,076万円	

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
人件費	4億3,708万円	4億2,126万円	4億1,467万円	4億2,110万円	4億3,161万円	
扶助費	1億0,932万円	9,609万円	9,699万円	9,791万円	9,524万円	
公債費	2億7,660万円	3億0,256万円	3億1,866万円	3億0,452万円	3億0,755万円	
小計	8億2,300万円	8億1,991万円	8億3,032万円	8億2,453万円	8億3,440万円	
物件費	4億1,141万円	3億7,473万円	3億8,695万円	3億9,526万円	3億8,526万円	
補助費等	3億7,015万円	3億2,630万円	3億0,647万円	2億9,057万円	2億7,578万円	
繰出金	1億8,168万円	1億5,555万円	1億5,201万円	1億6,601万円	1億5,912万円	
普通建設事業費	2億7,296万円	1億4,750万円	1億1,463万円	9,463万円	9,463万円	
その他	7,083万円	7,083万円	7,083万円	7,083万円	7,083万円	その他とは、災害復旧事業費・維持補修費・積立金・投資及び出資金・貸付金を計上。
計	21億3,003万円	18億9,482万円	18億6,121万円	18億4,183万円	18億2,002万円	

差引	368万円	512万円	685万円	231万円	1,074万円
----	-------	-------	-------	-------	---------

イ. 積立基金の状況

年度末 / 区分	財政調整基金	減債基金	その他特定目的基金	基金・合計
令和2年度末・基金残高(見込)	5億2,309万円	1億5,595万円	9億7,945万円	16億5,850万円
令和元年度末・基金残高	5億2,269万円	2億1,480万円	8億9,291万円	16億3,040万円

※土地開発基金は定額運用基金のため、上記に含んでいません。

財政シミュレーションからもわかるように、歳入面では歳入のうち最も大きな割合を占める「地方交付税」は、歳出の「公債費」が増えるため、今後も同額程度が見込まれます。また、歳出面では、「普通建設事業費」が減少するため、決算規模も縮小が見込まれます。

(参照：次ページ：「(3) 公債費の状況」による)

ウ. 財政指標

	令和2年度 (実績)
財政健全化判断比率	
実質公債費比率	6.9%
将来負担比率	—
実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—

(※1)

(※1)「—」は、算定される比率が生じないことを示しています。

平成27年度 (目標値)
16.0%
90.0%
—
—

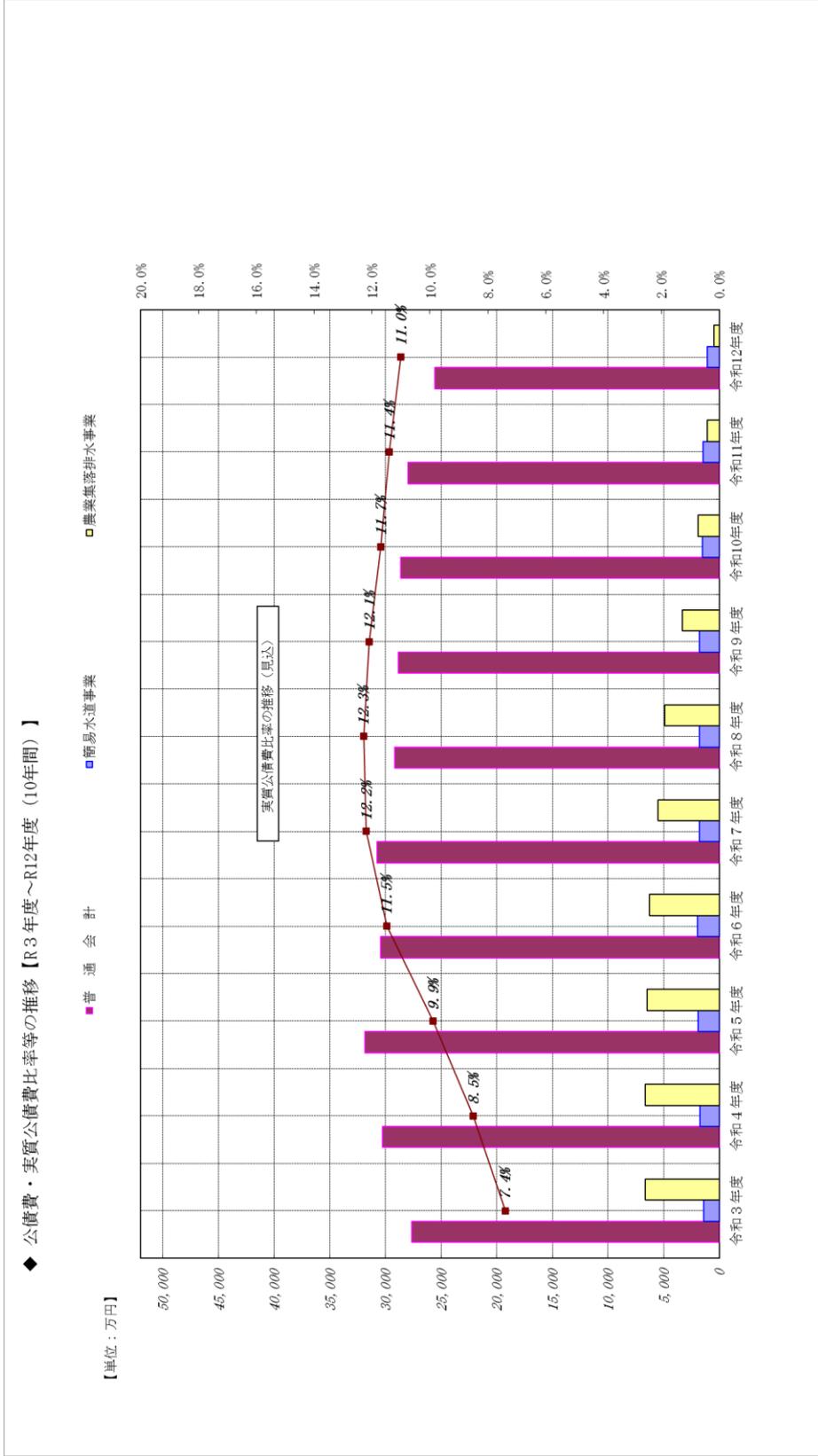
令和2年度 (目標値)
14.0%
80.0%
—
—

早期健全化基準
25.0%
350.0%
15.0%
20.0%

【財政指標に関する用語の説明】

- 財政健全化判断比率・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定・公表が義務づけられた4つの財政指標を言います。指標が一定水準以上に悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。
- 実質公債費率・・・一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値を言います。
- 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率を言います。
- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。
- 連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する割合を言います。

(3) 公債費の状況



1. 「実質公債費比率」は、財政健全化判断比率の指標の1つとして位置づけられています。（比率の基準として、18%以上：地方債発行許可団体、25%以上：一般事業等の起債制限となります。）

2. 「普通会計」は本計画の財政シミュレーションにより今後5年間の借入額として、償還額を計算しています。
 年々減少し続けてきた公債費は、平成27年度からの起債発行額増加に伴い令和3年度以降もしばらく増加が見込まれます。大規模事業完了により過疎対策事業債は、令和4年度以降は1億3,500万円、臨時財政対策債は3,100万円として見込み、毎年度借入するものとし、令和12年度までの借入を想定しています。）

会計 / 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
普通会計	2億7,660	3億0,256	3億1,866	3億0,452	3億0,755	2億9,184	2億8,825	2億8,646	2億7,940	2億5,569
簡易水道事業	1,408	1,744	1,892	1,950	1,787	1,787	1,787	1,504	1,464	1,087
農業集落排水事業	6,631	6,631	6,475	6,272	5,494	4,910	3,312	1,926	1,073	464

(単位：万円)

※将来的な償還額は、今後の借入状況や利率等により変動することが見込まれます。